

昭和四十年十一月十日 衆議院会議録第十号

〔投票統続〕

〔議場開鎖〕

佐々木更三君
佐野 憲治君

佐藤觀次郎君
坂本 泰良君

投票継続

に投票していく。

〔參事投票を計算〕

○議長(船田中君) すみやかに投票してください

۱۰۷

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告

〔投票統続〕
○議長(船田中君) 立ちどまらないで、すみやかに投票してください。
——すみやかに投票してください。
ださい。——すみやかに投票してください。

拍手

○議長(船田中君) すみやかに投票してください

ださい。——立ちどまらないで、すみやかに投票

○議長(船田中君)　右の結果、外務大臣椎名院

——すみやかに投票してください。
〔投票権統一〕

してください。——立ちどまらないで、すみやかに投票してください。
【投票結果】
○議長(船田中君) 立ちどまらないで、すみやかに投票してください。
に投票してください。すみやかに投票してください。
だから。

郎君不信任決議案を否決されました。(拍手)
山本幸一君外四名提出外務大臣椎名悦三郎君不
信任決議案を可とする議員の氏名

○議長(船田中君) 立ちどまらないで、すみやか

○議長(船田中君) 立ちどまらないで、すみやか

井伊誠一君
井岡大治君
以誠君

に投票してください。——立ちどまらないで、すみやかに投票してください。——すみやかに投票してください。——立ちどまらないで、すみやかに投票してください。——すみやかに投票してください。——立ちどまらないで、すみやかに投票してください。——立ちどまらないで、すみやかに投票してください。

○議長(船田中君) 立ちどまらないで、すみやかに投票してください。
——立ちどまらないで、すみやかに投票してください。
——立ちどまらないで、すみやかに投票してください。

井谷	正吉君	井手	以誠君
伊藤	よし子君	石野	久男君
石橋	政嗣君	板川	正吾君
卜部	政巳君	江田	三郎君
小川	三男君	大出	俊吾君
大柴	滋天君	大原	享君
大村	邦夫君		

〔投票継続〕
○議長(船田中君) すみやかに投票してください。
い。——立ちどまらないで、すみやかに投票して
ください。——すみやかに投票してください。
すみやかに投票してください。

に投票してください。——立ちとまらないで、すみやかに投票してください。——すみやかに投票してくだされ。

大村邦夫君
岡田春夫君
加賀川進君
勝澤芳雄君
角屋堅次郎君
川崎寛治君
落合良一君
宮茂至
加藤清一君
勝間田清一君
金丸徳重
川吳清吉君

○議長(船田中君) 立ちどまらないで、すみやかに投票してください。——立ちどまらないで、すみやかに投票してください。——すみやかに投票してください。——立どまらないで、すみやかに投票してください。——すみやかに投票してください。

い。——すみやかに投票してください。
〔投票統統〕
○議長(船田中君) 投票漏れはありますか。
〔発言する者多し〕

川嶺	寛治君
川村	繼義君
久保田	鶴松君
栗林	三郎君
小林	進君
五島	虎雄君
河野	河原
河野	黒田
河野	栗原
河野	兒玉
河野	俊大尹君
河野	轟男君
河野	未男君
密君	正五郎君

昭和四十年十一月十日 衆議院会議録第十号

○議長(船田中君)	山本幸一君	不信任決議案(山本幸一 君外四名提出)	(委員会審査省略要求事件)
大臣坂田英一君	不信任決議案が提出されました。		
本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略して、議事日程に追加するに御異議ありませんか。			
○議長(船田中君)	御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。		

<p>農林大臣坂田英一君不信任決議案</p> <p>右の議案を提出する。</p> <p>昭和四十年十一月十日</p>
<p>提出者</p>
<p>山本 幸一 中井徳次郎 赤路 友藏</p>
<p>賛成者</p>
<p>赤松 勇 外百三十五名</p>
<p>理由</p>
<p>一、日韓漁業協定の締結に当り、坂田農林大臣は李ラインの撤廃が保障されないにもかかわらず撤廃されたと国民を欺むき、また竹島周辺の漁業権を不当に放棄した。さらにノリをはじめとする韓国水産物の輸入をすすめて日本の沿岸漁民を圧迫するのみならず、輸入にからんで数々の汚職、利権の黒い疑惑の発生しているのを放置している。</p> <p>二、坂田農林大臣は、たちおくれた農民の経営を引上げ、農民生活を安定向上させる責任ある立場にあるにかかわらず、大企業優先、農民切りの佐藤内閣の政策を推進する手先生きんがための出稼ぎで家族生活さえ分解され、しかも最近の経済不況の中でその出稼ぎさえなくなつてきている。</p> <p>今後の日本農業は、一体どこへ行くのか、</p>

○議長(坂田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。
〔赤路友藏君登壇〕
○赤路友藏君 私は、ただいま提案されました農林大臣坂田英一君不信任の決議案について、その理由を説明いたします。
まず、案文を朗読いたします。
農林大臣坂田英一君不信任決議案
本院は、農林大臣坂田英一君を信任せず。
右決議する。
〔拍手〕
これから、その理由について述べさせていただきます。
坂田君は、日韓漁業協定の経緯またはその内容については、まことに失礼な言い分とは思います
が、十分おわかりではないと思うのであります。
しかし、現時点における佐藤内閣の閑僚の一人と
して、また今次日韓特別委員会の暴論等をも含
み、その責任は免れることはできないと思いま
す。私の情として忍びないものはあります
が、このに不信任案を提出せざるを得ないのであります。
これから、その理由を述べさせていただきま
す。
日韓漁業の協定は、日韓間のものではございま
すが、日本の国際漁業の今後のあり方に対する一
つの指標となることは間違ひございません。それ
だけに、単に日韓間の問題解決という立場からの
み対処することは、これから日本の国際漁業に
大きな影響を及ぼすであろうことを忘れた行為と
いわなければならぬと思います。
以上が、本決議案を提出する理由である。

いま、御承知のとおり、世界の新興国は海に大きな関心を持ち始めてきたのであります。しかも、その根底にあるものは、国連の国際海洋法の諸条約的具体的実現への期待でございます。これらの諸情勢を把握しないで、單なる日韓間の問題として解決をつけようとするところに大きな間違いがある、こういうふうに私は思うのであります。(拍手)

と、三海里と推定するということになります。だ
いたしますなれば、何を根拠にして、領海外に
おける日本の、自國の刑事裁判権という重大権利
を放棄したのか。

私は、もう一つ変わった面からこれを見てみた
い。それは、先例にござります各國の漁業協定で
あります。

る。先般、水産庁から特別委員会に出されました地図には、それは明記されておりません。韓國漁業は自由にその中で操業ができる。そういたしまと、実質的には韓國の専管区域と何ら変わりはない。日本の船が禁止される。どこに共同水域としての価値がござりますか。しかもこの西側、確坤からこの共同禁止水域までをはかつてみますと、三千七度線で約七十八海里あります。三十六度線では八十七海里といふ驚くべき距離があります。どうか地圖をお持ちの方は、はかつていただきたいと思う。

第二に、濟州島の周辺、これは国際法上示され

あります。五十トン以上の底びき網は、韓国は二百八十隻、日本で最高のときが三百七十、少ないときは百隻であります。ほとんど韓国のはうが優勢であるということが考えられる。

○議長(船田中君) 赤路君、結論を急いでください。
い。——赤路君、結論を急いでください。

○赤路友藏君(続) まき網のみが日本がやや優勢であるということであります。

もう一つ、私は知つていただきたいことは、それは朝鮮海峡に関係のある山口県以下の各県、十

漁業協定の第一条に示す、漁業に因する水域、ここにおける日本側の刑事裁判権の放棄であります。同時に、同水域への入り会い権の放棄でございます。

政府は、第一条でいう、この水域におけるところの排他的管轄権の中に、沿岸国すなわち韓国の刑事裁判権を認めているのであります。このことは、民法法王からもある、日韓通商條約からも

私は、まず国際法的根拠について申し上げた
い。国連において、一九六四年九月十日効力を見
ておりますが、国際海事法の中の領海及び公潮水域が因
裁判権を放棄することとならず、今後の日本の国
際漁業に大きな悪例を残すことになるのであります
す。

する条約の第十九条では、1、沿岸国の刑事裁判権と管轄権は、領海であることがすべての前提となつておるのであります。また、第二部接続水域の第二十四条では、こういうことが明記されております。「沿岸国は、自國の領海に隣接する公海の水域において、次のことに必要な管理を行なうことができる。(a)自國の領域内または領海内における関税上、財政上、移民上または衛生上の規則の違反を防止すること。(b)自國の領域内または領海内で行なわれた前項の規則の違反を処理すること。」以上のように、刑事裁判権は沿岸国の領海に限る

今度の日韓漁業協定では、領海の範囲が明確ではありません。政府の過去の答弁を総合いたします。

と、三海里と推定するということであります。だ
いたしますなれば、何を根拠にして、領海外に
おける日本の、自國の刑事裁判権という重大権利
を放棄したのか。
私は、もう一つ変わった面からこれを見てみた
い。それは、先例にございます各國の漁業協定で
あります。
一九五九年四月二十七日調印の、英國とノル
ウエーの協定は、やはり十二海里、領海六海里、
領海外六海里では從來の実績を認めて、十年間操
業をする。取り締まり権はノルウエーにあります
が、裁判権は英國にあることが明記されておりま
す。
また、一九六一年三月十一日締結、英國とアイ
スランドの協定は、英國・デンマークの協定と同
様であります。
一九六二年八月一日発効のソ連・ノルウエーの
協定は、漁業水域が十二海里、うち領海を除く六
海里には、入り会い権があります。取り締まり権
も裁判権も英國ソ連にあるのであります。
以上、私は諸外國の先例について申し上げまし
た。國際法上からも、あるいはすでにある先例か
らも、日韓間のこと、從來の実績による入り会
い権を放棄し、裁判権を韓国に与えるというよう
な、自國の漁民の人権、財産権を無視し、踏みに
じるような無謀なものは一例もございません。こ
れだけでも、私は不信任に倣すると思うのであり
ます。(拍手)
第二の理由を申し上げます。韓國側の專管水域
の基線の引き方であります。
まず、韓國西側では、御承知のとおり、共同規
制水域の中に、日本の漁船の漁業禁止区域があ
ります。共同規制水域の中に禁止区域があ

る。先般、水産庁から特別委員会に出されました地図には、それは明記されておりません。韓国漁業は自由にその中で操業ができる。そういたしますと、実質的には韓国の専管区域と何ら変わりはない。日本の船が禁止される。と共に共同水域としての価値がござりますか。しかもこの西側、陸岸からこの共同禁止水域までをはかつてみますと、三十七度線で約七十八海里あります。三十六度線では八十七海里という驚くべき距離があるのです。どうか地圖をお持ちの方は、はかつていただきたいと思う。

第二に、済州島の周辺、これは国際法上示された基線の引き方を放棄いたしております。一方的に韓国側の專管水域を認めておるのであります。その第三は、韓国東海岸における日本の沖合底びき網漁業であります。日本国農林大臣声明をもって、水深三百メートルより浅いところにおいて操業をしないといわれております。一休、山口県、島根県、鳥取県等の以東底びき漁船で、水深三百メートルより深い海底を操業している船が

○議長(船田中君) 赤路君、結論を急いでください。——赤路君、結論を急いでください。

○赤路友義君(続) まさ網のみが日本がやや優勢であるということがあります。

もう一つ、私は知つていただきたいことは、それは朝鮮海峡に關係のある山口県以下の各县、十一年、これの水産庁統計を見てみると、三十八年十二月で全部で一トン以上の動力船が五万二千四十七隻ある。その中で韓国に用出るような十トン以上、五十トン以下の船が六千七百七十七隻ある。その中から、ほんとうに韓國のあの海域にて操業をする実績のある船、これから行き得る船、これが四千四百五十四隻です。これが千七百に縮められておる。私は不測の事態の起ることをおそれるから申し上げる。それだけ違うのであります。この実態を把握しなければ、皆さんが考へておるような状態にはいかないということです。

ありますか。然全いままで経験のない、操業が
ていいよいよ水深三百メートル……
○議長(船田中君) 赤路君、簡単に願います。
○赤路友義君(続) 以下では操業できない。

は現実に禁止をすることです。私は申し上げたいことは、実態をありのままに国民に知らすべきだ

と私は思う。私はごまかしてはいかないで、ういうところに今度の日韓漁業協定

が納得し得ないところがあるわけあります。

もう一つ私が申し上げたいのは、この内における漁業の実態であります。

ん方は十分御承知ないと思いますが、長官が特別委員会で田口長治郎君の

答弁をいたしております。これを調べてみますと、五十トン以下の底びき網漁業の共同区域内で

の操業は、日本が百十五隻、韓国は百二十五隻で

官 報 (号 外)

○議長(船田中君) すみやかに投票してくださ
い。

〔投票続続〕

○議長(船田中君) ただいまから二分以内に投票
されるようになります。その時間内に投票されな
い方は棄権とみなします。

〔投票続続〕

○議長(船田中君) ただいまから二分以内に投票
されるようになります。その時間内に投票されな
い方は棄権とみなします。

〔投票続続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票してください。
〔投票続続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票してください。

〔投票続続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票してください。
〔議場閉鎖〕

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。
〔投票結果〕

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報
告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百二十七

百五十二

可とする者(賛成票)
〔拍手〕

否とする者(賛成票)
〔拍手〕

○議長(船田中君) 右の結果、質疑は終局するに
決しました。

愛知 梅一君

赤城 宗徳君

田口長治郎君

否とする議員の氏名

渡辺 栄一君

林 百郎君

吉雄君
進君

中野四郎君外二十三名提出質疑終局の動議を可
とする議員の氏名

瀬戸山三男君

赤松 勇君

秋山 德雄君

淡谷 悠藏君

伊能繁次郎君

西久保重光君

赤路 友蔵君

秋山 勇君

井間 大治君

石井光次郎君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

宇野 宗佑君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

楨木庚子郎君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

内海 安吉君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

小笠 公韶君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

小淵 恵三君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

大泉 寛三君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

大西 正男君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

岡崎 英城君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

押谷 富三君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

金子 岩三君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

上林山榮吉君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

亀岡 高夫君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

唐澤 俊輔君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

高見 三郎君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

稻村左近四郎君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

田中 正巳君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

山村 良平君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

田中 龍夫君

西久保重光君

赤松 勇君

秋山 德雄君

井間 大治君

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。坂村吉正君。

【坂村吉正君登壇】

○坂村吉正君 私は、ただいま議題となりました坂田農林大臣不信任決議案に対し、自由民主党を代表いたしまして反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

ただいま社会党代表の赤路友藏君が本決議案の趣旨説明において述べられたところは、まことに失礼な言い分ではござりますけれども、その論旨はきわめて不明確であります。奉強付会もはなはだしいといわなければならぬのであります。(拍手)私はその論点の一つ一つを取り上げて反駁するにさえ値しないものといわざるを得ないと思つておるのでござります。

過去十四年間の長きにわたりまして交渉が続けられ、ようやく今回妥結に至りました日韓漁業協定は、あの国際法上およそその例を見ないような挙業であったところの李ラインを実質的に完全に撤廃をしたのであります。これによつて、わが国民は過去の操業実態をそこなうことなく、安全操業が可能になつたのであります。関係漁民にとってはまさに待望久しかった快挙であります。(拍手)

顧みれば、わが国の国民经济上最も重要な地位を占めるところの漁業は、第二次大戦の惨禍から立ち上がりんとしたやさき、あるいはマッカーラー・ライインあるいはブルガーニン・ライインあるいは李承晚ライイン等、その復興を妨げるところのきわめて困難な幾多の国際的障害に遭遇したのであります。しかしながら、その後マッカーラー・ライインは、サンフランシスコ平和条約の締結によって解消しました。またブルガーニン・ライインは、日ソ漁業条約の締結によって撤廃されました。ひとり李承晚ライインのみは容易に解決することができました、十数年の長きにわたつて今日に至つて、わが國の沿岸漁民を含む関係漁民の出漁に多くの障害を与えてまいつておつたのであります。

その間、拿捕あるいは抑留等、国際慣行上許すべからざるところの不法な措置によつて、漁民は舌に尽くしがたい困苦を味わわせられたのであります。これらのことは、また、わが國の他の諸国との漁業交渉に対しても、有形、無形の悪影響を与えてまいりましたことは、関係者のひとしく認めるところであります。

今回のこの日韓漁業協定の締結は、この障害をきれいにさっぱりと解決したのであります。(拍手)全国民がござつてその成功を祝福しておるものであります。この交渉の最も困難なる最終段階をみずから担当した坂田農林大臣の功績は、まことに偉大なものであります。坂田農林大臣以外の何人がこの難事業を果たし得たでありますよ。か。(拍手)坂田農林大臣は、わが國の国際漁業の交渉の歴史に輝かしい一ページを飾り、関係漁民はもとより、わが国民のすべてが、永遠に坂田農林大臣の功績を忘れるとは思ひません。

このよだな坂田農林大臣に対して、不信任などとは、もつてのはかの暴論でございます。社会党の諸君は何を考えているのか、理解に苦しむものでござります。絶対にこのよだな案に賛成するわけにはまいりません。

以上、私は、坂田農林大臣不信任決議案に対する反対の所見を申上げまして、諸君の御賛同をお願いするものでござります。(拍手)

○議長(船田中君) 芳賀貢君。
【芳賀貢君登壇】

○芳賀貢君 ただいま上程されました農林大臣坂田英一君の不信任に賛成する第一の理由としては、日韓基本条約並びに日韓漁業協定につき、農林漁業担当の大臣として國益を守ることを意り、わが國漁業の伸展に重大な損失を招來せんとしたこととあります。坂田英一君の農林大臣就任は、日韓基本条約及び漁業協定の調印後であつたとしても、現職にある國務大臣としての責任をいささかも回避することは許されないのであります。

以上、私は、坂田農林大臣不信任決議案に対する反対の所見を申上げまして、諸君の御賛同をお願いするものでござります。(拍手)

○議長(船田中君) 芳賀貢君。

【芳賀貢君登壇】

○芳賀貢君 ただいま上程されました農林大臣坂

田英一君の不信任決議案に対し、私は、日本社会

党を代表して賛成の討論を行なわんとするもので

あります。(拍手)

十一月六日の日韓特別委員会における政府・自

民党の不信任決議案に対し、私は、日本社会

党を代表して賛成の討論を行なわんとするもので

あります。

○芳賀貢君 ただいま上程されました農林大臣坂

田英一君の不信任決議案に対し、私は、日本社会

党を代表して賛成の討論を行なわんとするもので

○議長(船田中君) 投票の済んだ方はすみやかに降壇してください。——投票の済んだ方はすみやかに降壇してください。——すみやかに投票してください。

決しました。

中野四郎君外二十三名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

○議長(船田中君) すみやかに投票してください。
い。——すみやかに投票してください。——立ち
どまらないで、すみやかに投票してください。
〔投票統一〕

○議長(船田中君) すみやかに投票してください。
い。——すみやかに投票してください。
ただいまから三分以内に投票されるように努め
ます。その時間内に投票されない方は、棄権とみ
なします。——すみやかに投票してください。
すみやかに投票してください。——すみやかに投
票してください。——すみやかに投票してください。

投票統計

○議長(船田中君) すみやかに投票してください。

投票統統

○議長(船田中看) 制限時間がまいりました。——投票漏れはありますか。
[「ある」と呼ぶ者あり]

○議長(船田中君) 投票漏れはありますんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——閉鎖。

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます
〔付帯投票の計算〕

時異(嘉慶元年)

司務總長報告

可とする者(白票) 否とする者(青票) 百四十九
○議長(船田中君) 右の結果、討論は終局するに
七十七

四十九

昭和四十年十一月十日
衆議院会議録第十号
農林大臣坂山英一君不信任決議案

農林大臣堀田英一君不信任決議案

卷

(号外) 報官

○議長(船田中君) 農林大臣坂田英一君不信任決議案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられることを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(船田中君) 投票の済んだ方はすみやかに降壇してください。——投票の済んだ方はすみやかに降壇してください。——壇上が混雑して危険でありますから、投票者の通行を妨害しないでください。

〔各員投票〕

〔参事氏名を点呼〕

○議長(船田中君) 投票の済んだ方はすみやかに降壇してください。——投票の済んだ方はすみやかに降壇してください。——壇上が混雑して危険でありますから、投票者の通行を妨害しないでください。

〔投票終結〕

○議長(船田中君) 投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——閉鎖。

〔投票結果を計算〕

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百二十一
可とする者(青票) 一百三十七
不可とする者(白票) 八十八

○議長(船田中君) 右の結果、農林大臣坂田英一君不信任決議案は否決されました。

山本幸一君外四名提出農林大臣坂田英一君不信任決議案を可とする議員の氏名

赤松 勇君

吉典君

一男君

坂田 道太君

四宮 久吉君

椎名悦三郎君

正示啓次郎君

壽原 正一君

關谷 勝利君

田澤 吉郎君

田邊 國男君

高橋 祢一君

竹内 黎一君

谷川 和穂君

塙原 俊郎君

坪川 信三君

中川 一郎君

永田 梅吉君

西村 英一君

野見山清造君

長谷川四郎君

八田 貞義君

濱田 幸雄君

原 健三郎君

福永 勇君

藤枝 泉介君

福永 健司君

原田 直己君

橋本登美三郎君

長谷川 嶽君

服部 安司君

早川 崇君

二臣君

藤井 勝志君

福田 繁芳君

西村 直己君

二階堂 進君

中野 四郎君

辻 寛一君

登君

竹下 登君

中馬 辰猪君

高見 三郎君

田中 六助君

進藤 一馬君

鈴木 善幸君

坂田 弘作君

吉正君

伊平君

始閑

坂村

一馬君

善幸君

吉雄君

秀雄君

柳田 秀一君

山崎 始男君

山田 聰目君

米内山義一郎君

加藤 進君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山花 秀雄君

林 百郎君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山花 秀雄君

林 百郎君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

柳田 秀一君

吉村 吉雄君

山内 広君

喜一君

村山 昇君

吉田 重延君 渡辺 栄二君

右決議する。

〔拍手〕
右決議する。

○議長(船田中君) この際、午前九時まで休憩いたします。

午前七時十五分休憩

○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前九時八分開議

大蔵大臣福田赳夫君不信任決議案(山本幸一
君外四名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○議長(船田中君) 山本幸一君外四名から、大蔵大臣福田赳夫君不信任決議案が提出されました。本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略して、議事日程に追加するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

大蔵大臣福田赳夫君不信任決議案を議題といたします。

昭和四十年十一月十日

提出者

山本 幸一

中井徳次郎

有馬 韶武

赤路 友藏

賛成者
外百三十五名

大蔵大臣福田赳夫君不信任決議
本院は、大蔵大臣福田赳夫君を信任せず。

福田大蔵大臣は、本年六月三日の内閣改造で、田中前蔵相のあとを継いで佐藤内閣に入閣されました。福田君のあやまちは、すでにこのときから主張するものであり、同時に朝鮮経済協力の財政上の責任者である。この経済協力は二千八百億円に上る国民の血税を韓国国民のために支出するものであり、同時に朝鮮民族の最もおそれいる日本独占資本の経済再侵略をもたらすものである。

一、福田大蔵大臣は、ますます深刻化する経済危機、財政破綻の責任をなんら果たさないばかりでなく、国民の生活を犠牲にして、企業減税、赤字公債など大資本擁護の政策のみを押し進めようとしている。のみならず福田大蔵大臣のこの公債政策は第三次防衛計画と相まって軍事公債に発展するおそれのあるものである。

一、福田大蔵大臣は、日韓条約強行批准優先の自民党の入党策略に協力し、今国会最大の国民の関心事である補正予算および経済危機打開の諸施策に対する審議を故意に遅らせたその責任は重大である。かかる大蔵大臣の下では、日本経済の発展も国民生活の向上も到底のぞみ得ない。

これが、本決議案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。(有馬鶴武君登壇)

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。有馬鶴武君。(拍手)

大蔵大臣福田赳夫君不信任決議
本院は、大蔵大臣福田赳夫君を信任せず。

下げ、金融緩和、有効需要喚起のための諸施策を講じてあるものの、その効果はなかなかあがらず、いよいよ公債発行という財政の大転換に踏み切らざるを得なくなつておるのであります。また、物価の面では、消費者米価、国鉄運賃などの公共料金の引き上げも必至となつております。

これらが池田高度成長政策のつまづきに基づくものであることはもとよりりますが、その後始まつたと申し上げなければなりません。

福田君は、政務においては農林大臣を長くとめられ、党内にあっては幹事長、政調会長として重きをなされ、また、野にあるときには、自由民主党、保守党のよき批判者として、党内から保守党の刷新、脱皮を叫び、その姿勢の孤高さと高邁さにおいて、私たち野党の者から見ても一種のさわやかさを感じさせたことが、ときたまあります。

たところが、その福田赳夫君が、事もあるうに、国民の批判きびしい、何ら経済政策を持たない佐藤内閣の、しかも経済開拓のかなめである大蔵大臣に就任されたのであります。日ごろの福田君の面目、その孤高さも、その高邁さも、単なる見せかけのボーナスにすぎず、日の当たるところへ

の登場をあせる俗心の前には、たちどころにかなり捨てるあさましい姿を露呈したのであります。(拍手)なぜかなれば、福田君が入閣の六月三日は、佐藤内閣の経済政策の無能ぶりが、政権担当ありました。経済財政政策に対する抱負と自信があるならば、保守党のためにも、むしろ野にあって

あるなら、佐藤内閣の責任であります。(拍手)なぜかなれば、福田君が入閣の六月三日は、佐藤内閣の経済政策の無能ぶりが、政権担当ありましたが、この誤りこそが、不信任の理由の第一であります。(拍手)乃公出すんばといらぬ自信が、もし

そのときあつたとすれば、その後の財政金融政策の誤りは、国民の名において、なお許しがたいものがあります。

これらの財政金融政策の失敗についてには、いま少しうまく述べて、この不信任動議がいかに緊要かつ適切なものであるかを明らかにいたしたいと思います。この誤りこそが、不信任の理由の第一であります。(拍手)乃公出すんばといらぬ自信が、もし

そのときあつたとすれば、その後の財政金融政策の誤りは、国民の名において、なお許しがたいものがあります。

これらの財政金融政策の失敗についてには、いま少しうまく述べて、この不信任動議がいかに緊要かつ適切なものであるかを明らかにいたしたいと思います。この誤りこそが、不信任の理由の第一であります。

昭和四十年十一月十日 衆議院会議録第十号 大蔵大臣福田赳氏君不信任決議案

ることは明瞭であるのに、椎名外務大臣及び政府委員は、実際問題として韓国を取り上げられないだろうと、とんでもない答弁を繰り返し、また、向こうの政府が認めないのでだからしかたがない、しかし日本政府としては放棄していない、支離滅裂な答弁をいたしておつたことは、天下周知の事実であります。福田大蔵大臣は、もしこのような政府部内における混迷があるならば、当然国民に向かって、外相とともにこの疑義を解明する責任があるにもかかわらず、外相、政府委員が立ち往生しておつても、まるでよそとみたいた顔をして、われ関せずの態度で終始したことは、言語道断と申さなければなりません。憲法にも国民の生命、財産を保護する政府の責任を明記してあるところでありますから、該相のこの態度こそ、不合理な今次の日韓会談の端的な証左と申さなければなりません。

方針が日本の労働者や中小企業を圧迫しないのか。これらの問題とともに、たとい八億ドルの経済協力が行なわれたといたしましても、韓国経済に寄与することに真になるのか。現在、私たちの知る限りにおいては……

○議長(船田中君) 有馬君、簡単に願います。

○有馬輝武君(続) 韓国の工場施設の五三%しか稼働せず、四七%が操短を行なっている中で、日本的企业が進出した場合における韓国経済界の対応のしかた。また、韓国産業の八〇%以上が第一次産業の農業であるのに、この農業に手を染めないで韓国の経済再建はほとんど不可能に近いのであるが、この間の事情。さらには朴政権が行なってきた物価統制令の失敗の縦縛など、経済協力に因連して明らかにしなければならないことはありますにも多く残されておりました。

政府、特に外相、蔵相は、むしろわが党で質疑がなくとも、これらの諸事件について、みずから進んで国民に明らかにする義務を負っておることは、まぎれもない事実であります。にもかかわらず、これらをすべて国民にひた隠し、無効な採決まであえてして、その暗い面をおおい隠そぞとした福田蔵相の責任は、椎名外相とともに、閣僚の中でも特に重いものと申さなければなりません。(拍手)これが福田蔵相不信任の第二の理由であります。

第三の問題は、現在の経済財政の破綻に対する責任の問題であります。今日の経済危機、財政破綻をもたらした最大の原因は、自民党政府の経済財政政策の誤りにあることは明らかであります。昭和三十五年以来とり続けられた高度成長政策は行き詰まり、過剰生産を呼び、その圧迫はきびしい経済不況をもたらしているのであります。その原因は、高度成長政策を進める柱として、無軌道な財政膨張政策をとり続け、毎年経済成長率を上回る財政の放漫な拡大が行なわれたのであります。社説は、これまで一貫して予算審議等の中でその危険性を指摘し、警告するとともに、予算の健全

な編成を行なうより主張し続けてまいりました。
しかるに、与党・政府は、この無軌道な財政運営
の破綻を取りつくることなく……
○議長(船田中君) 有馬君、制限の時間がまいる
ましたから、発言の中止を命じます。
〔有馬輝武君発言を継続〕
○議長(船田中君) 有馬君、発言の中止を命じま
す。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 有馬君、発言の中止を命じま
す。――降壇を命じます。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 降壇を命じます。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 有馬君、降壇を命じます。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 有馬君、降壇を命じます。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 有馬君、降壇を命じます。――執行を
命じます。
〔発言する者多し〕
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 演壇からおりてください。
〔発言する者多し〕
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 演壇からおりてください。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 演壇からおりてください。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 演壇からおりてください。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕
○議長(船田中君) 演壇からおりてください。
〔有馬輝武君なお発言を継続〕

〔只松祐治君登壇〕

「発言する者、離席する者多し」

○議長(船田中君) 静爾に願います。——静爾に願います。——静爾に願います。

○議長(船田中君) 静爾に願います。——静爾に願います。——静爾に願います。只松君、発言を願います。

○只松祐治君 静かにしてください、すぐやりますから。

〔発言する者多し〕

○議長(船田中君) 静爾に願います。只松君、質疑を始めてください。

○議長(船田中君) 静爾に願います。只松君、質疑を始めてください。

〔発言する者多し〕

○議長(船田中君) 静爾に願います。只松君、質疑を始めてください。

○議長(船田中君) 静爾に願います。只松君、質疑を始めてください。

○只松祐治君(統) 質疑を始めますから、静爾に書いていただきたいと思います。

〔発言する者多し〕

○議長(船田中君) 静爾に願います。

○只松祐治君(統) 私は、ただいま有馬輝武君から提案をいたしました、あるいは述べんとして議長から制止を受けましたその意図を十分そんたくいたします。大蔵大臣畠田赳夫君の不信任案につきまして、その意図を十分了承し、賛意を表すとともに、おなじく私の質疑を行なつて、その意義を国民の前に明らかにせんとするものでござります。(拍手)

その第一点は、多くの国民の生活を塗炭の苦し

みにおとしいれて希望を見失わしめている経済不況の問題でござります。(「そんなへたなんじやだめだ」と呼ぶ者あり)政府は口を開くと、不況はほんの一時的なものですぐ立ち直ると昨年來繰り返し繰り返し述べ、かつ国会で答弁をいたしてきております。しかし、現実に——いま私の話がへただとがなんとかおっしゃってやぢられている皆さ

ん方も、現実に経済がよくなつておらない、一歩々々悪くなつておる。こういふことは、自分自身お考へになるならば、まさに冷汗三斗、そのとおり日本の経済といふものはまことに重大な時期に差しかかつておると思ひます。(拍手)この点は、あげて皆さん方自民党佐藤政府の責任であるとともに、直接には、その衝に当たつておられる大蔵大臣福田赳天君の責任だと思ひます。そして、このことは、われわれが今日不信任案を提出する前に、自民党政府最大の支持者である日経連総会におきまして櫻田代表理事が発言をいたしましたように、「今日われわれは、戦後二十年間育したようだに、『今日われわれは、戦後二十年間育しきれはならない』」、こう言つて、一兆五千億円の公債問題をはじめといたしまして、当面する経済問題について、全く自民党、大蔵当局の不信を貢めております。

また、大切なことは、この戦後最大の不況こそ

は、韓国経済が御承知のように完全に崩壊をいた

しております。また、南ベトナム戦争の長期化、

戦いの困難さと相まちまして、今日の日韓条約を

強引にかつ急ぎ締結させる要因となつてゐること

を忘れてはなりません。日韓特別委員会で、もし

わが党の完全な論議が行なわれますならば、この

点はもちろん、八億ドルの賠償などとともに、経

済的側面からするこの日韓問題の危険性、すなわ

ち戦争経済の実体といふものが国民の前に浮き彫

りにされたでございましよう。

そこで、私は、いま申し述べました、経済がい

かに落ち込んでしまつておるか、また、あとで申

し述べます、この落ち込んでしまつた経済政策を

立て直すには、日本社会党に政権を譲り渡すか、

あるいはまたインフレ政策を進めていくか、ある

经济を立て直す方法といふもののがなかなかないこ

とは御承知のとおりでございます。そして、この

歩々々悪くなつておる、こういふことは、自分自身お考へになるならば、まさに冷汗三斗、そのとおり日本の経済といふものはまことに重大な時期に差しかかつておると思ひます。(拍手)この点は、あげて皆さん方自民党佐藤政府の責任であるとともに、直接には、その衝に当たつておられる

大蔵大臣福田赳天君の責任だと思ひます。そして、このことは、われわれが今日不信任案を提出

する前に、自民党政府最大の支持者である日経連

総会におきまして櫻田代表理事が発言をいたしま

したように、「今日われわれは、戦後二十年間育

したようだに、『今日われわれは、戦後二十年間育

しきれはならない』」、こう言つて、一兆五千億

円の公債問題をはじめといたしまして、当面する経

済問題について、全く自民党、大蔵当局の不信を

貢めております。

よろしく御破綻の問題でございます。

○議長(船田中君) 只松君、簡単に願います。

○只松祐治君(続) 本年度予算は三兆六千億円に

も及んでおりますが、この当初予算に対しまし

て、すでに明らかになつておるところでも、少な

く二千億、多ければ三千億、大体二千五百億円

ぐらいの財源不足、すなわち、法人税、酒税等を

中心といたします……

○議長(船田中君) 只松君、簡単に願います。

○只松祐治君(続) 税收の不足が組込まれており

ます。また、いま予定されておりますように、公

務員のベースアップ、あるいは消費者米価の値上

がり等によります補正予算が一千億ないし一千

数百億に及ぶとされております。すなわち、本年

度は補正予算を含めますと……

○議長(船田中君) 只松君、制限の時間がまいり

ましたから、発言の中止を命じます。

〔只松祐治君発言を繼續〕

○議長(船田中君) 只松君、発言の中止を命じま

す。——只松君、降壇を命じます。

〔只松祐治君なお発言を繼續〕

○議長(船田中君) 只松君、発言の中止を命じま

す。——只松君、降壇を命じます。

○議長(船田中君) 只松君、降壇を命じます。

〔只松祐治君なお発言を繼續〕

○議長(船田中君) 只松君、降壇を命じます。

○議長(船田中君) 只松君、発言の中止を命じま

す。——只松君、降壇を命じます。

<p

官 報 (号 外)

史上において最も恥ずべき混乱を巻き起こしました。野党である日本社会党が質問を継続し、国民党の前にその内容をさら明瞭にしようとしたとき、開会せられるや、突然、私が今日まで敬愛しておりました安藤慶委員長は、あらかじめしめし合わせたのでございましょうか、怒号と罵声、会議場の混乱の中に奇妙な身ぶりを始め、ふだんは一見紳士風の自由民主党所属の委員がもの狂うたように万歳を三唱して、激しい混乱の中で一片の良識の影も吹き飛ばしてしまいました。まことに恥ずべき茶番劇であります。私は、この尊厳な議会政治にあのよくなばかげた茶番劇のような愚癡のあつたことはまことに遺憾にたえません。(拍手)しかしに、この舞台裏において、議会政治を混乱させても日韓条約批准を強行しようと、事実上の推進者に、わが福田大蔵大臣があつたのではないでしようか。(拍手)この臨時国会において日本社会党が繰り返し希望いたしましたように、当面の不況克服の政策、また公害、災害対策など、国民の待望する諸案件をまず審議すべきでありますたのに、当面の国民生活と総遠い日韓条約のみが先議されまして、多くの批判は自由民主党に集中しておりましたが、福田蔵相も、おそらく補正予算や来年度予算の編成など取り急ぐ必要を痛感しつつ、その矛盾に悩むとともに、一種のあせりを感じていたのではないでありますか。その結果、乱暴にも特別委員会の大混乱を巻き起しましたといたしましたならば、福田蔵相は、春秋の筆法によらざるとも、議会政治破壊の責任を負わなければならぬと思うのであります。(拍手)私は、これは当然不信任理由の最たるものでありますとと思うのでございますが、提案者の御見解を承りたいと思います。(拍手)

いうことを伝え聞いた人々は、ぜひこの点をただすべきであると強い希望があつたのであります。この点については、ことしの七月二十一日、衆議院大蔵委員会においても、同僚の横山委員から激しい追及がありまして、この際その論点を申し上げますと、過般の衆議院議員選挙において、わが福田赳夫君は、事もあるうに、当時諸派、それも独立何とか党に属する、しかも右翼と目される清水貞候補の推薦人として、その選挙ポスターにこれを応援する措置を許しておいたというのであります。右翼と見られる候補者に、自民党的幹部であり、国務大臣であり、しかも大蔵大臣である者がその推薦となるのは一体どういうわけであるか。横山委員は語氣鋭く、「一の大蔵大臣はもつと身辺を清潔にすべきであるということを指摘しましたのであります。(拍手)私はこの真相は知りません。しかし、大蔵大臣はこう答弁しました。会議録によりますと、「私は寝耳に水の話であります」と申上げられませんが、でき得る限りの措置をとりたいと考えております。」これには福田蔵相の答弁であります。本日の不信任の理由には、この点については触れておりません。それは福田蔵相が何らかの措置をおとりになつたからだと思うのでございますが、この際、不信任を突きつけられた……。

○議長(船田中君) 平林君、簡単に願います。簡単

○平林剛君(続) 簡単にやります。

○平林剛君(続) 簡単に願います。

福田赳夫君の背後関係、そしてその人物評価は、おそらく全国民の知りたいところだと思うのであります。私は、この点は、福田蔵相の名譽にかけてはつきりさせてやる、そういう時間を十分与えるべきであらうと思うのであります。この点について提案者はどうお考えになつておるか、お尋ねをいたします。

第三の質問点は、当面の不況といふ經濟危機におきまして、福田蔵相は、苦境にあざく中小企業者に對しいかなる措置をとつたかということであります。これはやはりつきりしておいたほらがよいと思うのであります。御承知のように、いま、中小企業者はばたばた倒産しております。東京商工興信所の調べによりますと、この六月以降月に五百余の企業が倒産し、最近では、印刷業主や鋼材工場主など、相次いで小企業經營者の一家心中が伝えられております。わずかに一万七千円の不渡り手形をボケットにして、電車に飛び込んで絶命した機械部品工場主もあつたのであります。年の瀬を控えて中小企業の不況も一段と強まり、憂色の濃いこれらの人に対して、政府は一体何をやつたのか。政府は、中小企業に対しても、押し寄せる不況のしわの軽減ということで、関係機関に八百二十億円の年末融資のワクをきめましたけれども、せつかくのワクも、商業ベースで貸し出される限り、貸し出し対象は一部の優良な企業に限定され……

○議長(船田中君) 平林君、制限の時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。——平林君、發言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 平林君、発言の中止を命じます。——平林君、降壇を命じます。——降壇を命じます。

〔平林剛君發言を継続〕

○議長(船田中君) 平林君、制限の時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。——平林君、發言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 平林君、発言の中止を命じます。——平林君、降壇を命じます。——降壇を命じます。

〔平林剛君發言を継続〕

○議長(船田中君) 平林君、降壇を命じます。

〔平林剛君なお發言を継続〕

○議長(船田中君) 執行を命じます。——執行を命じます。

〔發言する者多し〕

〔有馬輝武君〕

〔有馬輝武君登壇〕

〔平林剛君なお發言を継続〕

○有馬輝武君 平林君の御質問は多岐にわたりましたので、各項についてきわめて簡単に御答弁を申し上げたいと存じます。

まず、日韓特別委員会における混亂と大蔵大臣の責任についてであります。私ほど触れなかつた点につきましても、經濟協力二億ドル、三億ドル、さらに三億ドル、合わせて八億ドルが、はたして韓國經濟の再建に役立つかいなかといふ点であります。たとえば、先ほど触れなかつた点につきましても、經濟協力民党政府をあのよろな謀議案採決に狂奔せしめたり、そのうしな押しの諸君が企図いたしておりますことと、韓國の朴政権が考えておりますことと、さらには國民が考えておりますこととの間に、大きな食い違いがあることはまぎれもない事実であります。ですから、韓國におきましては、学生だけではなく、労働組合の諸君だけではなくして、やはり学者なり文化人なり、これら的一般知識層の方々が、日本の經濟侵略といふ点について、きわめて大きな不安を抱いておるのは当然であります。あれがあの激しいデモに発展したのでありますて、こちら辺について、先ほど申し上げましたように、福田大蔵大臣は、やはり椎名さんが言及し得ないところがあるならば、みずから立つてこの椎名さんの解明し得ない問題について明らかにする責任があつたろうと思うのであります。そのことについて、先ほど申し上げましたように、まるでよそごとみたいな顔をして終始されたことはきはめて遺憾でありますて、ただ単に手をあげたり、藤枝泉介君が委員長と叫んだりするよりも、むしろ元凶はこち辺にあると申さなければならぬと思うのであります。(拍手)

小川	半次君	小澤佐重喜君
大石	八治君	寛三郎君
大倉	三郎君	保雄君
大坪	武夫君	英城君
大橋	高藏君	良作君
岡崎	高藏君	一平君
鐵治	良作君	上林榮吉君
金子	一平君	龜山孝一君
菅野和太郎君		川島正次郎君
木村武雄君		岸信介君
久保田円次君		鯨崎兵輔君
坂村吉止君		小坂善太郎君
佐々木義武君		小宮山重四郎君
佐伯宗義君		小山省二君
始閑伊平君		佐伯
篠田弘作君		佐々木
進藤一馬君		義武君
鈴木善幸君		勝利君
關谷吉郎君		角榮君
田中良平君		國男君
田邊國男君		竹山祐太郎君
田村良平君		谷川和穂君
竹内黎一君		塙原俊郎君

小川	平二君	小淵	恵三君	大石	武二君	大久保武雄君	太郎君	太竹	太郎君	大平	正芳君	富三君	押谷	富三君	大野	明君	加藤常太郎君	俊樹君	金丸	信君	神田	博君	鶴田	宗一君	川野	芳滿君	木村	剛輔君	菊池	義郎君	久野	忠治君	草野	一郎平君	黒金	泰美君	小平	久雄君	小山	長規君	瀬原	彌三君	砂原	脩君	佐々木秀世君	坂田	道太君	田中	志賀健次郎君	椎名悅三郎君	正示	齊次郎君	榮一君	登君	竹下	元君	田村	高橋	辰翁君	中馬	寛二君	中馬	谷垣	辻
----	-----	----	-----	----	-----	--------	-----	----	-----	----	-----	-----	----	-----	----	----	--------	-----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	--------	----	-----	----	--------	--------	----	------	-----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	---

否とする議員の氏名

渡海元三郎君	中垣國男君	中村俊思君	中川直二君	野見山清造君	長谷川峻君	二階堂進君	西村直二君	原田憲君	福井勇君	福田服部安司君	濱地文平君	原田憲君	福永藤井	藤尾勝志君	古川丈吉君	坊秀男君	堀内一雄君	前尾繁三郎君	松野賴三君	村上勇君	毛利松平君	森下國雄君	山口喜久一郎君	山田彌一君	山本勝市君	吉田重延君	伊藤よし子君	石橋政嗣君	井岡大治君	秋山徳雄君	有馬輝武君	安宅常彦君	卜部政巳君
--------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	------	------	---------	-------	------	------	-------	-------	------	-------	--------	-------	------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

江田 大岡 良一君
岡本 隆一君
片島 亨君
加賀田 進君
川崎 實治君
河野 正君
栗林 三郎君
小林 進君
兒玉 末男君
河野 審治君
佐野 壽治君
阪上 安太郎君
重盛 五郎君
島上 審吉君
滝井 祐治君
只松 里子君
戸叶 裕夫君
泊谷 茂一君
中澤 高一君
中村 駿郎君
成田 貢君
西村 覚君
野原 和君
芳賀 次郎君
肥田 高敏君
藤田 七郎君
穂積 政吉君
細谷 定義君
松井 治嘉君
松浦 松原喜之次君

小川	三男	勇君
大柴	激	天君
坂本	徳重	君
川村	義經	君
久保	三郎	君
黒田	芳雄	君
落合	寛茂	君
加藤	清二	君
勝澤	春夫	君
金丸	大村	邦夫
五島	佐藤	大君
坂本	泰良	君
沢田	政治	君
實川	清之	君
島口	重次	郎君
多賀谷	真穂	君
千葉	七郎	君
中村	重光	君
橋崎弥	之助	君
二宮	武夫	君
西村	闇一	君
野間千代	三郎	君
長谷川	正三	君
華山	親義	君
平林	吉夫	君
帆足	剛君	
細迫	計君	
前田榮之助	君	
松井	誠	君
松平	忠久	君
七郎	君	

三木	喜夫君	武藤	山治君
村山	喜一君	森本	靖君
八木	一男君	八木	昇君
柳田	秀一君	山内	廣君
山口	丈太郎君	山崎	始男君
山田	長司君	山田	耻日君
山中	日露史君	山花	秀雄君
山本	幸一君	湯山	勇君
米内	山義一郎君	横路	節雄君
横山	利秋君	吉村	吉雄君
川上	貫一君	谷口	善太郎君
林	百郎君	田中	織之進君

報 (号外)

三木	喜夫君	武藤	山治君
村山	喜一君	森本	靖君
八木	一男君	八木	昇君
柳田	秀一君	山内	廣君
山口	丈太郎君	山崎	始男君
山田	長司君	山田	耻日君
山中	日露史君	山花	秀雄君
山本	幸一君	湯山	勇君
米内	山義一郎君	横路	節雄君
横山	利秋君	吉村	吉雄君
川上	貫一君	谷口	善太郎君
林	百郎君	田中	織之進君

成の討論をいたしました、と思ひます。

けさの読売新聞の社説を読んでみますと、か
ように書かれております。「社会党が過去にみら
れたような本会議の開会を実力で阻止するといつ
た逸脱行為をつてしまい、合法的な議事妨害という
ワク内で抵抗しているのは、少数野党のやむをえ
ない戦術として認めてよい」と申しております。
す。(拍手)さらに読売新聞の社説は語を進めて、
「このよろな事態を招いた第一の要因は、あまり
にも性急すぎた政府・与党側の強行採決にある。
多数決原理は国会を律する基盤ではあるが、それ
だけに国会の多數派は、結論に至る道程に慎重で、
なければならぬ。万やむを得ない場合のほか
は、決して無理押しをしてはならない」、「肝心な
のは、『だまし打ち的な採決強行に社会党が硬化化
し、合法的抵抗の限りをつくそととしている気持
ちもよく理解できる。』と書いておるのであります。
らば、私どもはまだ国会議員として五年という浅
い年月しか経験しておりませんが、その間に、与
党多數決によつて一方的に採決を行なつたことが
しばしばござります。しかし、今回の強行採決の
場合と、従来行なわれた強行採決の事態とは、ま
ことにその内容が違ひのであります。どこが違う
かというならば、従来、強行採決が行なわれる際
には、理事会が決裂しお互いの信義が破られ
て、並行線で、理事会が話し合いが決裂し、いよい
よ一方的にやられるな、一方的に打ち切られる
などいうことが暗黙のうちに予告されて、強行採
決が行なわれてきたのが通例であります。ところ
が、今回はどうありますようか。五日の夕方には、
六日の日には特別委員会はどういう日程で何
をやろうかということが五日の晩に両党の間には
されました。すなわち、横路質問を認めて、経済
援助の問題、請求権の問題を社会党に質問をして
もらおうかということが五日の晩に両党の間にはつ
きました。

きり確約されたのであります。これを守ることは信義であります。この信義を裏切つて、翌日の六日十時、わざか一分を過ぎるや、多数を頼みにして日韓条約を採決したこの舉挙が、今日の事態を招いておるのであります。(拍手)いかに信義が大切なものであり、お互いが信するというきずながあることが、われわれの肉体的な労苦をも救い、お互いの信頼がいかに国会の運営に貴重であるかということを、この事態に直面をしてわれわれは痛感せざるを得ません。(拍手)今日の事態を招いたすべての責任は、絶対多数党、自由民主党の国会運営にあるといわなければなりません。(拍手)しかも、私がここで福田大蔵大臣を責めなければならぬ理由は、かつて自民党内における幹事長、政調会長、あるいは今回の内閣における枢要なポストを占め、その力量、手腕、人格において佐藤総理の最も信頼する経済閣僚の先頭に立つ人であります。この人が、当目標路質問を受け、経済援助の問題、請求権の問題、二千八百億円の金を韓国に注ぎ込む問題について詳細なる質疑答弁を行なう予定を、かよらかな多数横暴によって打ち切られた際に、なぜこれを食いとめる努力をしなかったか、この福田大蔵大臣の不作為を私は責めなければなりません。これがすなわち福田大蔵大臣を信任しない一つの理由であります。

○副議長(田中伊三次君) 武藤君、武藤山治君、
時間ですかから結論を急いでください。

○武藤山治君(続) 私はこの福田大蔵大臣の責任
を追及し、信任をしない第二の理由とするゆえん
のものはここにあります。

第三の信任できない理由は、韓国の請求権であ
ります。日本国民で長い間韓國に居住をし、私有
財産を保有した人たちに対しては、当然請求権を
放棄せず、これを国が補償するかあるいは韓國に
請求すべきところであるのを、財政を預かる大蔵
大臣として適切なる要求を行なわず……

○副議長(田中伊三次君) 武藤君、武藤君、発言
の結論を急いでください。

○武藤山治君(続) ついにアメリカの指示に従
い、韓国の主張に屈服して、無償三億ドル、有償
二億ドル、民間ベース三億ドルといふ八億ドルの
金を韓國に注ぎ込まなければならぬといふ……

○副議長(田中伊三次君) 武藤君、発言の中止を
命じます。

〔武藤山治君発言を継続〕

○副議長(田中伊三次君) 武藤君、降壇を命じま
す。

〔武藤山治君なお発言を継続〕

〔発言する者多し〕

〔武藤山治君など発言を継続、降壇〕

討論終局の動議(中野四郎君外二十三名提出)
○副議長(田中伊三次君) 中野四郎君外二十三名
より、討論終局の動議が提出されました。

本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。中野
四郎君外二十三名提出の討論終局の動議に賛成の
諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんこ
とを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(田中伊三次君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕

○副議長(田中伊三次君) 投票の終わった方はすみやかに降壇を願います。——通路をふさがないようにしてください。——どんどん降壇してください。

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 投票者の通路をふさがないよう、終わった方はすみやかに降壇してください。——すみやかに降壇してください。

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 投票を済ませた方はすみやかにおりてください。——すみやかにおりてください。

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 他人の投票を妨げないように、終わった方はすみやかにおりてください。——通路をあけてください。——通路をあけてください。——通してください。

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) もう少し通路を開いてください。——すみやかにおりてください。——通路を開けてください。——まん中に立つてどちらないで、通路を開けてください。——投票の終わった方は順次おりてください。

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 前面にとまらないで、通路を開いてください。——とまらないで、通路を開けてください。——どんどんおりてください。——引き続い投票を済ませて、降壇してください。

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 休まないで、續いて投票してください。——どんどんおりてください。——引き続い投票を済ませて、降壇してください。

さい。——まだ投票されない方は投票をすみやかに済ませてください。——前面の人はとまらないで、どんどん降壇してください。——とまらないで、おりてください。投票を急いでください。——前面の人は壇をおりてください。——投票を急いで、おりてください。

【投票継続】

○副議長(田中伊三次君) 通路をあけてください。——通る人を通してください。——すみやかに投票を済ませてください。——投票をすみやかに済ませてください。——前面の人はとまらないで、どんどんおりてください。おりてください。——足踏みをしないで、おりてください。前面の人は急いでおりてください。——まだ投票を済ませてください。——前面の人はとまらないで、ればなりません。——皆さん、投票を急いでください。——足踏みをしないで、降壇を急いでください。

【投票継続】

○副議長(田中伊三次君) 前面は急いでください。——降壇を急いでください。急いでおりください。——またの人は投票を済ませてください。——急いでください。——投票まだの人は投票を急いでください。——投票を急いでください。

【投票継続】

○副議長(田中伊三次君) 制限時間はあと五分であります。投票権を尊重いたしたいと存じます。すみやかに投票を急いでください。

【投票継続】

○副議長(田中伊三次君) もう少し急いでください。

【投票継続】

○副議長(田中伊三次君) 制限時間はあとわずかあります。投票権を尊重いたしたいと存じます。すみやかに投票を急いでください。

【投票継続】

○副議長(田中伊三次君) お急ぎください。——投票をお急ぎください。——そこにはとまらないで急いでください。

【投票継続】

○副議長(田中伊三次君) お急ぎ願います。

中野四郎君外二十三名提出討論終局の動議をするに決しました。

中野四郎君外二十三名提出討論終局の動議をするに決しました。		するに決しました。	
とする議員の氏名		相川 勝六君	
青木 正君	赤城 寛君	逢澤 宽君	
赤澤 正道君	秋田 大助君	宗徳君	
有田 喜一君	安藤 魁君	大助君	
井出 太郎君	井原 岸高君	治郎君	
井村 重雄君	伊東 隆治君	正助君	
伊能繁次郎君	池田 清志君	正三郎君	
石井光次郎君	一萬田尚登君	正四郎君	
稻村左近四郎君	今松 治郎君	正五郎君	
上村千一郎君	浦野 幸男君	正六郎君	
江崎 真澄君	遠藤 三郎君	正七郎君	
小川 平二君	小澤佐重喜君	正八郎君	
大石 八治君	大久保武雄君	正九郎君	
大倉 三郎君	太郎君	正十郎君	
大坪 保雄君	大竹 正男君	正十一郎君	
大橋 武夫君	大西 正男君	正十二郎君	
大平 正芳君	大平 正芳君	正十三郎君	
川野 金丸	加藤常太郎君	正十四郎君	
川野 金丸	鈴治 良作君	正十五郎君	
川野 金丸	信君	正十六郎君	
龜谷 忠男君	岩三君	正十七郎君	
龜谷 忠男君	高夫君	正十八郎君	
龜谷 忠男君	誠亮君	正十九郎君	
賀屋 賀屋	興宣君	正二十郎君	
金子 金子	大西 正男君	正二十一郎君	
金子 金子	大西 正男君	正二十二郎君	
金子 金子	西村 直己君	正二十三郎君	
金子 金子	水山 忠則君	正二十四郎君	
金子 金子	丹羽喬四郎君	正二十五郎君	
金子 金子	西岡 武夫君	正二十六郎君	
金子 金子	西村 直己君	正二十七郎君	
金子 金子	中村 寅太君	正二十八郎君	
金子 金子	中村 寅太君	正二十九郎君	
金子 金子	中村 寅太君	正三十郎君	
木部 木部	木部 木部	正三十一郎君	
吉川 久衡君	吉川 久衡君	正三十二郎君	
草野一郎平君	草野一郎平君	正三十三郎君	
倉成 正君	倉成 正君	正三十四郎君	
小金 義照君	小金 義照君	正三十五郎君	
坂田 英一君	坂田 英一君	正三十六郎君	
笠山茂太郎君	笠山茂太郎君	正三十七郎君	
佐藤健次郎君	佐藤健次郎君	正三十八郎君	
滋谷 直藏君	滋谷 直藏君	正三十九郎君	
正示啓次郎君	正示啓次郎君	正四十郎君	
進藤 一馬君	進藤 一馬君	正四十一郎君	
壽原 正二君	壽原 正二君	正四十二郎君	
砂原 格君	砂原 格君	正四十三郎君	
園田 直君	園田 直君	正四十四郎君	
田中 榊一君	田中 榊一君	正四十五郎君	
田中 六助君	田中 六助君	正四十六郎君	
田中 正巳君	田中 正巳君	正四十七郎君	
山村 元君	山村 元君	正四十八郎君	
白濱 仁吉君	白濱 仁吉君	正四十九郎君	
周東 英雄君	周東 英雄君	正五十郎君	
砂田 重民君	砂田 重民君	正五十一郎君	
瀬戸山 三男君	瀬戸山 三男君	正五十二郎君	
田川 誠一君	田川 誠一君	正五十三郎君	
田中 正巳君	田中 正巳君	正五十四郎君	
山村 元君	山村 元君	正五十五郎君	
高橋 繁一君	高橋 繁一君	正五十六郎君	
竹内 黎一君	竹内 黎一君	正五十七郎君	
谷垣 専一君	谷垣 専一君	正五十八郎君	
塙原 俊郎君	塙原 俊郎君	正五十九郎君	
塙原 俊郎君	塙原 俊郎君	正六十郎君	
辻 寛一君	辻 寛一君	正六十一郎君	
坪川 信三君	坪川 信三君	正六十二郎君	
登坂重次郎君	登坂重次郎君	正六十三郎君	
床次 德二君	床次 德二君	正六十四郎君	
中曾根康弘君	中曾根康弘君	正六十五郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正六十六郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正六十七郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正六十八郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正六十九郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十一郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十二郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十三郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十四郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十五郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十六郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十七郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十八郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正七十九郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十一郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十二郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十三郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十四郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十五郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十六郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十七郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十八郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正八十九郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十一郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十二郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十三郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十四郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十五郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十六郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十七郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十八郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正九十九郎君	
中村 幸八君	中村 幸八君	正一百郎君	
木部 木部	木部 木部	正一百一郎君	
佳昭君 久野 忠治君	佳昭君 久野 忠治君	正一百二郎君	
熊谷 小枝 一雄君	熊谷 小枝 一雄君	正一百三郎君	
河本 敏夫君	河本 敏夫君	正一百四郎君	
佐藤 孝行君	佐藤 孝行君	正一百五郎君	
齋藤 郭吉君	齋藤 郭吉君	正一百六郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十一郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十二郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十三郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十四郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十五郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十六郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十七郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十八郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百十九郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百五十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百六十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百七十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百八十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百九十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百二十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百三十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義君	正一百四十郎君	
佐藤 勝義君	佐藤 勝義		

昭和四十年十一月十日 衆議院會議錄第十号 大藏大臣福田赳氏君不信任決議案

藤枝	福田	一君
細田	吉藏君	泉介君
古井	喜實君	義光君
増田甲子七君	武君	
松澤	雄藏君	
森田重次郎君	清君	
八木	徳雄君	
山田	彌一君	
山中	貞則君	
山本	勝市君	
和爾後二郎君	渡辺美智雄君	
赤路	友藏君	
秋山	徳雄君	
淡谷	惣藏君	
井伊	誠一君	
伊藤よし子君		
石野	久男君	
板川	正吾君	
江田	三郎君	
大出	俊君	
大村	邦夫君	
岡本	隆一君	
加藤	清二君	
勝澤	芳雄君	
角屋堅次郎君		
神近	市子君	
川俣	清音君	
河野	正君	
栗原	俊夫君	

藤尾	福永	一臣君
古川	正行君	
藤本	孝雄君	
三原	朝雄君	
前尾繁三郎君	前尾繁三郎君	
松浦周太郎君	松浦周太郎君	
堀川	恭平君	
古川	丈吉君	
川村	鶴義君	
川崎	實治君	
久保田鶴松君	久保田鶴松君	
金丸	徳重君	
川崎	良一君	
片島	勝闘田清一君	
加賀田	進君	
大原	亨君	
岡	有馬輝武君	
安宅	常彦君	
井岡	大治君	
石田	宥全君	
右橋	政嗣君	
卜部	政巳君	
小川	三男君	

佐野	東海林	稔君	兒玉	未男君
佐々木	重盛	寿治君	上安太郎君	阪上安太郎君
島口	島口	義高君	重次郎君	重盛
重次郎君	多賀真穂君	祐治君	壽治君	島口
中井徳次郎君	只松	芳夫君	未男君	島口
中村重光君	辻原	弘市君	未男君	重次郎君
櫛崎弥之助君	堂森	芳夫君	未男君	中井徳次郎君
二宮武夫君	原	彪君	未男君	中村重光君
野原覺君	平岡忠次郎君	芳夫君	未男君	櫛崎弥之助君
長谷川正三君	藤田	高敏君	未男君	二宮武夫君
華山親義君	穗積	七郎君	未男君	野原覺君
松井誠君	細谷	治義君	未男君	長谷川正三君
松原喜之次君	前田榮之助君	高敏君	未男君	華山親義君
武藤山治君	矢尾喜三郎君	七郎君	未男君	松井誠君
八木一男君	柳田秀一君	治義君	未男君	松井誠君
山口シヅエ君	山口シヅエ君	高敏君	未男君	武藤山治君
山崎始男君	山田址目君	七郎君	未男君	八木一男君
山花秀雄君	湯山勇君	治義君	未男君	山口シヅエ君

五島	小松	鈴木茂三郎君	幹君
坂本	田中	虎雄君	
佐藤觀次郎君	坂本	泰良君	
沢田	高橋	政治君	
實川	實川	清之君	
下平	正二君		
千葉	橋	兼次郎君	
七郎君	千葉		
戸叶	七郎君		
里子君	中嶋	英夫君	
泊谷	裕夫君		
成田	知巳君		
西宮	弘君		
野間千代三君	畑		
和君	吉夫君		
原	剛君		
日野	茂君		
畠	吉夫君		
永井勝次郎君	昌雄君		
成田	政商君		
西宮	定義君		
三木	喜夫君		
森	義視君		
入木	昇君		
安井	吉典君		
山内	広君		
山口太郎君	山口太郎君		
山田	長司君		
山中	吾郎君		
山本	幸一君		
米内山義一郎君	米内山義一郎君		

○副議長(田中伊三次君) 大藏大臣福田赳氏君へ
信任決議案につき採決をいたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられることを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(田中伊三次君) 氏名点呼を命じます。

〔参考氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(田中伊三次君) 投票漏れはありませんか。——なしと認めます。投票箱閉鎖。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(田中伊三次君) 投票を計算いたさせます。

○副議長(田中伊三次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔参考投票を計算〕

○副議長(田中伊三次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

投票總數 二百九十九票

可とする者(白票)

否とする者(青票)

〔拍手〕

否とする者(青票)

〔拍手〕

百二十四票

百二十一票

百六十四票

○副議長(田中伊三次君) 右の結果、大蔵大臣頃田赳夫君は否決されました。(拍手)

田赳夫君不信任案は否決されました。(拍手)

山本幸一君外四名提出大蔵大臣頃田赳夫君不信任案を可とする議員の氏名

赤路 友藏君

秋山 徳雄君

安宅 常彦君

井伊 誠一君

西ヶ久保重光君

有馬 雄武君

井岡	大治君
伊藤	よし子君
石橋	政嗣君
卜部	政曰君
小川	三男君
片島	享君
岡田	春夫君
加賀田	進君
川崎	勝間田清一君
川村	寛治君
久保	三郎君
栗原	俊夫君
黒田	壽男君
小松	幹君
五島	虎雄君
佐藤	觀次郎君
坂本	泰良君
沢田	政治君
實川	清之君
島口	重次郎君
東海林	稔君
田口	誠治君
只松	祐治君
滝井	義高君
中岡	徳次郎君
成田	知曰君
西宮	弘君
野口	忠夫君
野園	千代三君
長谷川	正三君

井谷	正吉君
石野	久男君
板川	正吾君
江田	三郎君
大出	俊君
岡木	良一君
加藤	隆二君
勝澤	清二君
川俣	芳雄君
河野	角屋堅次郎君
久保田	市子君
鶴松	神近
栗林	清音君
三郎君	川俣
小林	進君
兒玉	未男君
佐々木	更三君
佐野	憲治君
阪上	安太郎君
重盛	寿治君
島上	善五郎君
高橋	重信君
柄	正一君
千葉	七郎君
戸叶	里子君
泊谷	裕夫君
中澤	茂一君
中村	重光君
西村	重義君
野原	義之助君
芳賀	武大君
畑	一君
和君	貢君

り消すような発言をおこない、日中貿易の拡大に大きなブレークをかけた。これは、貿易を促進する任務をもつ通商産業大臣としての責任を放棄するものである。

三木通商産業大臣は、政府閣僚の一員として、日韓条約、諸協定の締結に努めたが、とくに所管の「請求権、経済協力に関する協定」の推進をはかることにより、日本の財界の意思を代弁した。これは、日韓両国民の利益を日本両国、財界の意思に従属せしめ、経済再侵略に通ずるものである。

三木通産大臣の不信任案をここに提出いたしますことは、私情といたしましてはまことに忍びがたいものがあるのでござりますが、国政の重大さ、国民の利益という観点に立ちまして、あえて不信任案を提出いたすものであります。願わくは、本提案が議決される以前にみずから御退陣願えますれば、まことに幸いに思う次第です。(拍手)まず、第一に、吉田書簡をめぐる三木通産大臣の姿勢とその対処のしかたにつきまして御指摘申し上げたいと思います。

を御存じなかつたのですか。御存じなかつたとすれば職務怠慢であり、知つていて無視したといふことであれば、その責任はきわめて重大であります。独禁法第二十四条の三は、特定の産業に不況カルテルを結ぶ道を開いているのであります。しかししながら、三木通産大臣は、鉄鋼業がわが国工業界に有する影響力からして、その不況克服対策は景気振興のてとして早急に操短を実施する必要がある。政府の指導のもとに行なうものやむを得ないとして、行政措置による粗鋼の勧告操短を行なつたのであります。その結果はどうです。鉄

と言うけれども、しかし、私は、その姿勢が誤っていると思うのであります。アメリカや西欧、東南アジアのみに目を向けている。なるほど、鉄鋼輸出などは、日本の過剰設備、過剰生産がドライブになって、昨年はアメリカを中心若干伸びました。ちょうどアメリカの鉄鋼ストップが予定されていて、アメリカの鉄鋼の需要が大きかつたことも大きな理由の一つであります。しかし、先般鉄鋼ストップが解決し、アメリカの鉄鋼輸入は減りつつあるというのが現実であります。政府は困った困ったと頭をかかえている。それは、自をアメリカに

一、三木通商産業大臣は、北朝鮮人民民主主義共和国との貿易をめぐり、その技術者の入国について、あいまいな態度をとることにより、商議の破談を導いた。また、日下懸案事項となつてゐるプラント類の輸出についても、韓国ならびに外務省への気がねから、北朝鮮の技術者の入国について、依然として不正確な態度をとり、いまだ本契約にいたつていない。これは、通商産業大臣としての識見と任務を放棄するものである。

これが、本決議案を提出する理由である。

わが国の経済の発展は貿易によるところがきわめて大きく、その責任の多くが通産大臣の肩にかかるることは言うまでもありません。しかし、この問題に対する三木通産大臣の態度は、きわめて国民の期待を裏切った不明確なものであると断ぜざるを得ないのであります。私は、いま日本貿易は非常に重大な段階に差しかかっていると思うのであります。貿易が発展しなければ経済は伸びないといふ体質を日本経済が持つておるということを、通産大臣はだれよりもよく御承知のことと思うのであります。特に、いま日本経済は過

鋼業界は、これに便乗して人為的に価格のつり上げを行なつたではありませんか。軽量形鋼は、七月末トントン当たり三万六千五百円であつたのが四万五千三百円と一挙に九千円の値上がりとなり、冷延薄板は、六月末に四万四千五百円であつたのが九月末には五万二千円と七千五百円の値上がりとなつたのであります。これにより中小機械メーカー、自動車部品メーカーが大打撃を受けたばかりでなく、ひもつきの中企業メーカーも、鉄鋼の公取価格で買わなければ出荷をとめるという、全く霸王的な態度を苦しめられたのであります。

ばかり向けています。その点、財界のほう
が、これは商売人でありますから、売るためには
政府の言うようなことを言つてはおられない、こ
ういうことですから、貿易についてはより積極的
になるわけです。政府は対共産圏貿易には積極的
になれない。アメリカがこわいからです。私は、
日本政府ほどアメリカに気がねをする政府は世界
のどこの国にもないと思います。ヨーロッパ諸国
は、アメリカの苦情におかまいなしにどんどん対
共産圏貿易をやっている。プランテ類の延べ払い
を認めて、どこまで負担をしてくる。こうして

○副議長(田中伊三次君) まず、提出者の趣旨弁明を許します。中村重光君。

[中村重光君登壇]

○中村重光君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました通商産業大臣三木武夫君不信任案について、その趣旨を説明いたします。(拍手)

まず、大臣と通流、こゝまで。

のが壳れないのです。そのため、合理化カルテルや不況カルテル、そして生産調整などを大企業が中心になって行なつておるのであります。それに対して通産省は全面的に援助をしているのでございます。たとえば鉄鋼メーカーに対する粗鋼の勧告操短の措置であります。政府はいつも、自由主義経済のもとにおいては政府が私企業の経営者に立ち入りして、そこから利潤を取

げて通産省にどなり込んやら、公正取引委員会に同情を持ち込んやら、全く大混乱を来たしたではありますんか。独禁法に基づき合法的に不況ガルテルを業界に申請させて実施したならば、このよくな混亂は起らなかつたのであります。三木通産大臣のとつた態度は、歴代通産大臣が行なわなかつた官僚統制をあえて断行し、かねて独占資本

る現状です。日本経済は過剰設備をかかえて苦しんでいる。政府が意図しているほどアメリカや西欧諸国への輸出は伸びそうにもないのであります。それならば、政府はなぜもと対共産圏貿易に目を向けようとしないのか。向こうは買いたいと言っている。日本の経済界は、思想を離れて、これは商売なのだから売りたいと言っている。こ

本院は、通商産業大臣三木武夫君を信任せず。

の新舊交替に立ちはだかり、ましてや新風を加えたりすることはできないことだと、おもつてきただのであります。しかしながら、鉄鋼メーカーの生産に

の要求してきたように独禁法に大穴をあけ、多くの中企業者や国民大衆の犠牲において少數の独占資本の利益に奉仕したと断ぜざるを得ないので

右決議する。

の新舊内閣に立ち入るなり、そして半額値を加えたりすることはいけないことだと語ってきたのであります。しかしながら、鉄鋼メーカーの生産に対する対策では、政府は深くこれに介入し、統制を加え、不当な商行為を行なわしめたのであります。言うまでもなく、その結果は極端の暴騰であります。三木通産大臣、あなたたは独禁法二十四条の三

が要求してきたように独禁法に大穴をあけ、多くの中小企業者や国民大衆の犠牲において少數の独占資本の利益に奉仕したと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

次に、私は、貿易振興に関する問題を取り上げ、三木通産大臣の無定見を指摘していきたいと思ひます。

共産圏貿易は伸びてまいりました。对中国貿易について見れば、L.T.貿易事務所等のものが両国に開設され、友好貿易とあわせて、プラント類を中心にかなりの量を扱えるという期待が国民の間に起つてきましたのであります。ところが、突然吉田書簡なるものが飛び出した。吉田茂さんも確かに佐藤首相の親分であり、あるいは党内で隠然たる地位を確立するに至りました。この数年、対

共産圏貿易は伸びてまいりました。对中国貿易について見れば、L.T.貿易事務所等のものが両国に開設され、友好貿易とあわせて、プラント類を中心にかなりの量を扱えるという期待が国民の間に起つてきましたのであります。ところが、突然吉田書簡なるものが飛び出した。吉田茂さんも確かに佐藤首相の親分であり、あるいは党内で隠然たる地位を確立するに至りました。この数年、対

29

る権力をお持ちになつておるかもしません。しかし、それとこれとは別のことあります。個人がかわした書簡が時の政府を拘束し、そうして国民の願いを拘束するなどというでたらめなことがあつてよろしいのですか。その結果はどうですか。中国は態度を硬化し、佐藤政府の姿勢に見切りをつけて、せつからくとんとん拍子に運んでいた日立の貨物船プラント、ニチボーのビニロン・プラントの輸出が不成立に終わつてしまつたではありませんか。そこで、こうした問題について、一体三木通産大臣はどのような態度をおとりになつたのか。私は、大臣の態度は、実に凜然としない、あいまいに終始したと思うのであります。こうした態度が日中貿易の正常な発展を阻害していると申し上げたいのです。

そこで、私は、この問題をめぐる通産大臣の態度につきまして、若干指摘してみたいと思います。八月二日の商工委員会におきまして、わが党の板川正吾委員は、吉田書簡について通産大臣に質問してまいりました。その中で通産大臣は、こう答弁されたのです。「吉田書簡、吉田書簡と言ふ、中國側も書うけれども、しかし、個人の書簡が政府の政策を拘束するということは考えられないこと、吉田書簡をいまさら持ち出して、これをどうこうあまり言ふのはどうがよろしい、われわれもそれに拘束を受けないで考える」こういうことを説いておる。これは私も全面的に異論はありません。ここでは、通産大臣は、個人の書簡が政府を拘束するということは考えられない、われわれもそれに拘束を受けないで考えると明快におっしゃつたのです。私は、さすがは自由民主党の良識といわれる人だけあると敬意を表したのです。しかるに、その後、政府部内で問題となりますや、あれは舌足らずだった、法律的には拘束されないという意味であつたのだと、こう言つて弁明されたではありませんか。また、先般の日韓特別委員会において通産大臣がお述べになつたことは、この八月二日の商工委員会において答弁され

たことは全然違つておる答弁をしておられるの
であります。内容は時間の関係上省略いたしま
す。この通産大臣の答弁は全く大きな転換である
と申し上げなければなりません。吉田書簡が出た
といふ當時の経緯を無視するわけにはいかないと
いふことは、別のことばで言えば、吉田書簡に政
府は拘束されるということを示しているといふこと
になるではありませんか。私は、個人の書簡が
政府の方針を拘束し、そのことによつて、せっか
く盛り上がつてきた日中貿易拡大のムードが、こ
こへきて冷却の方向に向かつてゐるという事実を
たいへん残念に思うのです。

中国は六億五千万の大人口を有する大貿易市場
です。中国はいよいよ国内建設のために日本の工
業力に期待を寄せている。特に各種のプラント、
設備の輸入を中国は望んでいる。ほかの国に認め
ている輸銀の利用をなぜ中国に對してだけ認めよ
うとしないのか。これは、一つはアメリカに對す
る遠慮もあるでしょう。一つは台灣に對する遠慮
があるのであるかもしません。これと同様のこ
とが、あとで触れます。北朝鮮に對しても行な
われているではありませんか。私は、この北朝鮮
の貿易の問題についても触れてみたいと思います
が、これも時間の関係上省略いたします。

日本の過剰生産物をアメリカが買ってくれると
いうのであるならば、いま政府がとつておる態度
もやむを得ないかもしれません。しかし、アメリ
カはむしろドル防衛の見地から日本の商品の輸入
ができるだけ抑えようとしているではありません
か。そこで、日本では、通産省が推進者となつて
設備調整、生産調整をやつて、中国へ売れば売れ
るもの、これを売らないでやるという実に奇妙
な現象を起こしておるではありませんか。その間
に西欧諸国はどんどんと売り込みをやつておる。
○副議長(田中伊三次君) 中村君、中村君、中村
君、時間がですから結論を急いでください。
○中村重光君(続) フランスなどはドゴール商法
で實にうまい商究をやつておるのです。

そこで私は、通産大臣は貿易に關しても自民党内で有数の見識者だと聞いておつたが、その考え方がこのように七転八転するようでは、貿易を伸ばしていくための最高責任者としての資格はない、このように申し上げざるを得ないのです。

○副議長（田中伊三次君） 中村君、簡単に願います。

○中村重光君（続） 佐藤首相が国家の利益を顧みない、きわめて偏狭な立場をとつておられるならば、それを正すことが通産大臣としての任務であると、私はかうよに思うのであります。また……

○副議長（田中伊三次君） 時間がまいりましたから、発言を中止します。

【中村重光君発言を継続】

○副議長（田中伊三次君） 中止を命じます。

【中村重光君なお発言を継続】

○副議長（田中伊三次君） 執行を命じます。

【発言する者多し】

〔中村重光君降壇〕

○副議長（田中伊三次君） 質疑の通告があります。順次これを許します。

まず、五島虎雄君。

〔五島虎雄君登壇〕

○五島虎雄君 私は、日本社会党を代表いたします。順次これを許します。

〔五島虎雄君〕

して、ただいまの三木通産大臣の不信任決議案の提案趣旨に關し、中村重光君に対し若干の質問をいたしたいと思います。

聞くところによれば、中村重光君は三木通産大臣の不信任の提案理由の用意を四時間分されたそうです。ところが、ただいまは皆さんの環視のもとに、議長からたたたわずか十分で降壇を命ぜられました。この十分間ににおけるところの中村君の趣旨はまことに理路整然たるものがありま

す。しかしながら、幾多の問題が解明されていないことは、中村君にとってまことに遺憾きわまりないことであらうと推測されます。（拍手）

そこで、私は、提案者の中村君に対しまして、

この提案理由の説明の中の種々の部門についてさらには明快にさしていただきたいということでお千の質問を試みたいと思うのです。

まず、その第一に、北朝鮮との貿易に関する問題について伺いたいと思います。申すまでもなく、わが国経済にとって貿易の振興はきわめて重要な課題であります。このため、輸出の振興につきましては従来より各般の施策が講ぜられており、われわれも、年来、こうした輸出振興策とともに、特に共産圏貿易の必要性、重要性を強く指摘してまいつたのであります。しかるに、共産圏貿易は、日中貿易における吉田書簡問題に見られるように、政府の態度が依然として不徹底であります。しかも、三木通産大臣のごときは、吉田書簡に関し見苦しい二枚舌を弄している始末であります。特に北朝鮮との貿易は、中共、ソ連貿易に比較いたしまして、輸出、輸入ともにきわめて僅少な取引高であり、停滞しているのみであります。このような北朝鮮貿易の現状に対しまして、直接所管大臣である三木通産大臣は何ら積極策を講ずることなく、いたずらに携手傍観しているのみである。これでは、貿易立国を固是といたしまして、韓鮮外交を本旨とするわが国の通産大臣といだしましては、まさにその任にたえない者といわざるを得ないと思ひます。(拍手)この点につきまして、提案者の中村重光君から意見を伺いたい。

その第二は、日韓条約經濟協力協定の眞の意図について伺いたいと思います。御承知のとおり、わが國は、今回の經濟協力協定によりまして、無償三億ドル、有償二億ドルを供与し、交換公文によつて民間信用供与三億ドル以上を行なうわけであります。ところが一方、最近における米国の韓国に対する援助の実態を見まするときに、從来年間二億ドルをこえていた援助額が、いまやその二億ドルを割りつつのであります。援助削減の方向に向かつているということをわれわれは認識しておかなければならぬと思います。韓國經濟

にとつてアメリカの存在はきわめて深いつながりを持つものであり、この援助を削減することは、はなはだ重要な意味を有するものであるといふことを認識しなければなりません。アメリカの韓国に対する特別経済援助の存在をあわせ考へると見らう以外にないのではないか。しかもなお、台湾に援助削減による問題をわが國が肩がわりするのを見れば、アメリカを中心とする韓國、台湾という一連の危険な動きにわが國が巻き込まれようとする姿が、明らかに浮き彫りになるのでござります。こゝした大局を見誤る経済協力の推進は、通産大臣の重大な責任といふべきでござります。そこで、中村重光君のこの考え方を明らかにしていただきたいと思います。

また、有償二億ドルは、七年間据え置き、二年間返還のものであり、民間信用供与三億ドル以上、別ワクの二千万ドルも、無償三億ドルとは異なりまして、それぞれの条件に従つて返還されるものであります。ところが、韓国經濟の実態は依然として経済危機的様相を包蔵いたしており、第一次経済開発五カ年計画はすでに破綻をいたしておられます。その上に、現在策定中と伝えられております。その意味を明らかにしておらないのであります。このように、韓国經濟の実態、今後の見通しなどについて明確な把握を行なうことなしに、いたずらに経済協力を行なうことは、日韓両国の将来にとりまして決して利益なことではないとわれわれは思考します。

そこで、民間信用供与三億ドル以上は韓国民間の設備投資に使うといわれておりますが、これに含まれるものとして、すでに尿素プラント、アクリルプラント、塩化ビニールプラント等九件、七千百万ドルの輸出許可が出されており、このほかに船舶三千万ドル、漁業協力九千万ドルが予定されているのであります。これらの民間信用供与は、すべてわが國の大企業から、韓国の大財閥、すなわち三星、三養、三證、開豊、東亜、樂

喜、大韓、和信、現代の傘下企業に対するものと

いわれておるのであります。

○副議長(田中伊三次君) 五島君、時間ですか

○五島虎雄君(続) これらの韓國財閥は、米国の

経済援助の恩恵を受けて成長を遂げたものであ

り、いままた日韓経済協力によつてこれらを育成

することになるのであります。

○副議長(田中伊三次君) 五島君、時間です。時

間があつませんから、結論を急いでください。

六六年度の予算におきましては三四%程度ふえてまいります。見返り資金は減つてきました。そこで、出てまいりますのが、今度日本がやろうとする経済協力なんです。結局、このことがアメリカの肩がわりだといわれるやうであります。(拍手)韓国議会の中におきましても、このことは李東元外務部長官あるいは張企画院長官がはつきり表明いたしております。来年度の予算の中に日本のいわゆる請求権と向こうは言つておりますが、この請求権を予算の中に組み入れてやつてある、こういうことでござりますから、要するに、韓国の予算内容、財政状態というものはきわめて軍事的な性格を持つてまいりますから、今度の日韓条約、これに伴うところの経済協力がいわゆる軍事的な側面を大きく持つておるといふことが十分御理解願えるのではないか、このように考えるのでございます。

さらにも、セメントの問題についてお触れになりました。ごもつともであります。いま韓国には五つのセメント工場がある。ところが、セメントは非常に余つておる。だぶついておる。生産過剰。設備が非常に過剰ですから生産過剰になつてきておる。そういうところで、韓国の五つのセメント工場はもういわゆる換金をやつておる。そうして一千名の労働者は、これは賃金は三カ月も四カ月もおくれておる。こういう状態ですから、四千名の家族は全く飢餓線上にある、こういふことです。

○副議長(田中伊三次君) 中村君、時間です。結論を急いでください。

○中村重光君(続) そういう中に、今度通産省はまた韓国にプラント輸出を承認したのです。

○副議長(田中伊三次君) 中村君、時間です。結論を急いでください。

○中村重光君(続) この一事をもつてしても、いわゆる日本の既成資本というものが韓国の経済を支配する、経済侵略の方向に向かいつつあるといふことが十分御理解願えるのではないかと思いま

す。

○副議長(田中伊三次君) 中村君、発言を中止します。

〔中村重光君発言を継続〕

〔中村重光君なお発言を継続〕

者に混乱と不安を与えた三木通産大臣の責任は、私は重大なるものがあると考えるわけであります。(拍手)そのこと一つをとつてみても、三木通産大臣のわが党がいま提出いたしております不信決議に、与党の諸君も賛成できるものと私は信する次第であります。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君、時間です。時間です。

○加賀田進君(続) 次に、日朝貿易につきましては、五島議員も質問をいたしましたので、私は省略いたしたいと思いますが、ただ今日、日本の経済の状態の中で、通産行政の重点的政策は、日本本の経済を復興さるために日本の全国内総生産の五六%を生産し、政府自体が日本の経済の発展のために努力している貿易製品の五割以上を製造いたしております。中小企業を助けるといふことでありますと私は存じます。前の池田総理は、産業、経済、金融政策の失敗で、とうとう今日の不況を招いてしまいました。産業界における今日の状態の中で、ちょうど昨年の十一月佐藤内閣が誕生以来、日本の中小企業で特に負債一千万円以上を抱いて倒れる中小企業は月五百件をこえるという、戦後最大の現状をまさに生んでおります。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 新聞を通じて、あるいは報道機関を通じて、佐藤内閣が、中小企業を助ける、金融を緩和する、減税政策を講ずと言ひながらも、今日の中小企業のいすれが佐藤政策によって救われたでしょうか。依然として戦後最大の倒産がここに続いております。しかも、日本の経済の現状は、中小企業から中堅企業へと倒産が波及しておるじやありませんか。この日本の産業の状態を救うのは、三木通産大臣の重責にかかるておるわけであります。このように、三木通産大臣は就任以来今日まで、なるほど通産省の幹部を呼んでいろいろな政策は論議いたしましようとも、何ら具体的の政策について実行をして日本の産業を具体的的

に守った実例は、皆さん、ないでしょ。私は、私は、責任をとつて、通産大臣としての責任をとつてみます。(拍手)それからが、貴任政治としての、政党は、中小企業の今日の状態と相まって、もう一點皆さまに御了解をいただきなければならぬのは、歴代通産大臣が要望しながらも、業界の要請にこたえ、その実態の上に立つて今日まで貿易自由化の一環として……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 行なおうといたしておりました自動車産業の自由化を、三木通産大臣は十月一日実施しただけではありませんか。強行したのです。今日の日本の新興産業として期待されている自動車産業の中で、乗用車の自由化が各メーカー・メーカーにどんなに困難な状態を来たしているかは、すでに皆さんも御存じのとおりだと存じます。国際的な競争力は、はたして完璧であるかどうか。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) なぜ会長がきまつていないのでしょう。今日、三木通産大臣がその最高責任者として、会長の選任の担当者として……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) しかしながら、三木通産大臣の努力はあつたにいたしましても、今までその重大な最高責任者である会長の就任が、皆さん、ないではございませんか。その大きな一つの理由としては、政府自体が博覧会に対しての……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 財政的な裏づけを明確にしないといふこと、さらに、間違えば……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君……。

○加賀田進君(続) 日本の財界にすべての財政を負担させて、政府は単なる行政的な指導だけに逃げようとする觀のある、この二点に対しても、私はここに三木通産大臣の責任を問わなければならぬと存じます。

これらの総計しての六点を総合いたしまして、中村重光君の答弁を私は心からお願い申し上げます。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) したがって、私は、通産大臣が責任を負うて、今日の本会議場の決定に基づいて、あるいは決定がなしとしても、今日の財界の要請にこたえ、みずからその責任をとつて退陣すべきが妥当な姿だと私は信じます。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 国内において国際博覧会が……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 非常に喧騒をきわめて聞き取れなかつた点もありましたが、自動車産業の自由化のことについてお尋ねでございました。私も質問者と全く同じ

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君……。

○加賀田進君(続) 進行いたしております。自後、五年後の……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 昭和四十五年に大阪の千里山において、国民的期待の上に立つて国際博覧会が、今日具体的に計画を持って進行されております。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君……。

○加賀田進君(続) しかし、これらの各役員の中でもなぜ会長がきまつていないのでしょう。今日、三木通産大臣がその最高責任者として、会長の選任の担当者として……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) しかしながら、三木通産大臣の努力はあつたにいたしましても、今までその重大な最高責任者である会長の就任が、皆さん、ないではございませんか。その大きな一つの理由としては、政府自体が博覧会に対しての……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 財政的な裏づけを明確にしないといふこと、さらに、間違えば……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君……。

○加賀田進君(続) 日本の財界にすべての財政を負担させて、政府は単なる行政的な指導だけに逃げようとする觀のある、この二点に対しても、私はここに三木通産大臣の責任を問わなければならぬと存じます。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 財政的な裏づけを明確にしないといふこと、さらに、間違えば……

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君……。

○加賀田進君(続) 日本の財界にすべての財政を負担させて、政府は単なる行政的な指導だけに逃げようとする觀のある、この二点に対しても、私はここに三木通産大臣の責任を問わなければならぬと存じます。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) したがって、私は、通産大臣が責任を負うて、今日の本会議場の決定に基づいて、あるいは決定がなしとしても、今日の財界の要請にこたえ、みずからその責任をとつて退陣すべきが妥当な姿だと私は信じます。

○副議長(田中伊三次君) 加賀田君、加賀田君、時間です。

○加賀田進君(続) 非常に喧騒をきわめて聞き取れなかつた点もありましたが、自動車産業の自由化のことについてお尋ねでございました。私も質問者と全く同じ

考え方であります。御承知のとおりに、自動車産業はその国の工業水準を示すといわれておるのであります。ところが、日本の自動車産業は、世界のAクラスの入り口にいま差しかかった。こういふ程度であります。競争力はまだ弱いのであります。私ども社会党といつしましては、自動車産業の諸君もそういう考え方であつたようであります。が、そういう決定をして、政府に申し入れをいたしました。御承知のとおりに、日本の自動車産業は非常に種類が多い。多種類でもつて生産が少ない。本来、自動車産業は、アメリカあるいは西欧の諸國の例を見てもわかる通りに、種類が少なくて生産もたくさんするという、いわゆる大量生産、こういうことでなければ、これは競争力は強くならぬ。そういう準備もできない先に、どういう圧力があつたのか知りませんが、ともかく自動車産業をそういう整備もしないで自山化に持ち込んなどということに対しましては、私は、三木通産大臣の政治力がない、こう申し上げざるを得ないのです。

その次に、中小企業の問題に対しまして御意見なり御質問がございました。全くごもつともであります。大体、政府は中小企業、中小企業と言ふ。与党の諸君も言つている。それじゃ何をやつているのか。口には言はけれども、現実にはんとうに中小企業を育成強化しようとするところの、前向きの積極的の施策は一つもないではありませんか。これは次から次に倒れておる中小企業の倒産が如実にそのことを私は物語つておると思うのであります。さらに、前向きの施策といふ形におきまして、無担保、無保証制度といふのを確立した。ところが、この無担保、無保証制度といふのはどうなんだ。前向きじやなくて、うろ向きなんだ。いままで保証協会が保証しておつたのを、むずかしい条件で三年間税金が完全に納まつておらなければならぬとか、同じところに三年間居住をしておらなければならぬとか、全く

(拍手)ほんとうの中小企業の振興といふものに対する申し上げざるを得ないのであります。(拍手)さらにもう一度北鮮の貿易、中国の貿易についてお話をございました。これは私も趣旨説明の中で触れましたので、簡単に申し上げさせていただきますが、ともかく端的にあらわれてまいりましたのは、LT貿易が、実は計画は二億五千万ドルであった。今度、吉田書簡といふ形におきましてプラント輸出といふものが抑えられるということになりましたから、下回ってきた、いわゆる二億ドルという形になつたということが、はつきりわかる影響としてあらわれておるということでおわかりだらうと思うのであります。さらにまた、三木通産大臣は、吉田書簡にとらわれない自分で自主的にやるんだやるんだ、やるんだやるんだ、何をやりましたか。一向何もやつていません。

とではっきりいたしておると思うのであります。さらにまた、三木通産大臣が幹事長のとき、何というんですか、悪政ということです。そういうことについての御質問がございましたが、これ

はたいへんむずかしい御質問でございまして、非

上げたい。いわゆる日本の政治といふものは政党政治である。したがって、この政府の施策といふものは、自由民主党が基本的な政策を立て、政

府は、このよう考へる。したがって、自由民主党の柱である幹事長が今日の政府の施策に対しまし

て大きな影響力を与えておるということは間違いないのであります。そういう面から、吉田書簡の問題も、これは三木幹事長時代のことでありまし

たし、その責任は重大であると思う。さらによ

い今まで保証できたものを今度は保証させないようなうしろ向きの政策をやつてきた。今日の政府・自由民主党の中小企業対策は、大企業を肥え太らせるためにその系列としての中小企業の育成をやろうとする、いわゆる優等生教育である。

(拍手)ほんとうの中小企業の振興といふものに對

しては、全くこれは冷酷無情といふ形で披つてお

る中申し上げざるを得ないのであります。(拍手)

さらにもう一度北鮮の貿易、中国の貿易についてお

話をございました。これは私も趣旨説明の中で触

れましたので、簡単に申し上げさせていただきま

すが、ともかく端的にあらわれてまいりましたの

は、LT貿易が、実は計画は二億五千万ドルで

あった。今度、吉田書簡といふ形におきましてプ

ラント輸出といふものが抑えられるということに

なりましたから、下回ってきた、いわゆる二億ド

ルといふ形になつたということが、はつきりわ

かる影響としてあらわれておるということでおわ

かりだらうと思うのであります。さらにまた、三

木通産大臣は、吉田書簡にとらわれない自分で

自主的にやるんだやるんだ、やるんだやるんだ、

何をやりましたか。一向何もやつていません。このこ

とではっきりいたしておると思うのであります。

さらにまた、三木通産大臣が幹事長のとき、

何というんですか、悪政ということです。そういう

ことについての御質問がございましたが、これ

はたいへんむずかしい御質問でございまして、非

上げたい。いわゆる日本の政治といふものは政党

政治である。したがって、この政府の施策といふ

ものは、自由民主党が基本的な政策を立て、政

府は、このよう考へる。したがって、自由民主

党の柱である幹事長が今日の政府の施策に対しまし

て大きな影響力を与えておるということは間違

いないのであります。そういう面から、吉田書簡の

問題も、これは三木幹事長時代のことでありまし

たし、その責任は重大であると思う。さらによ

た、ILO八十七号条約批准の際に三木幹事長のとつた態度は、当時船田議長ですらその優柔不断さといふものに対しましてきわめて不信感を持つたというこの事実等も、私は悪政の中の一つとして考えられると思うのであります。(拍手)ともかく、私はこういうふうに考える。いまの総理大臣佐藤さんは、幹事長であつたときに造船汚職をやつてのけた張本人である。こういう人が今日政

党の総裁として内閣の首班にある。こういうよう

なことは、これは絶対に許されないことである

と、このように考える。したがつて、三木さんが幹事長時代に数々の悪政といったような問題、いわゆる責任に歸する問題があつたといたしますな

らば、私は、その点からしても、通産大臣とい

う立場にあること自体問題としなければならな

い、これが正しい意味の政党政治の責任ある姿で

あると、このように考へるのであります。

○副議長(田中伊三次君) 中村君、時間です。

○中村重光君(続) きわめて簡単でございました

が、以上お答えになりましたか、御質問に対しま

して……。(拍手)

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 通路をあけてください。

○副議長(田中伊三次君) 通路をどんと通して

ください。——通路を通してください。——投票ができ

ません。これでは投票の妨げになります。道を開

いてください。

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 前をおおりてください。

○副議長(田中伊三次君) 通路をもうとあけてください。

○副議長(田中伊三次君) 通路をあけてください。

〔投票総統〕

○副議長(田中伊三次君) うしろの人は急いで上がつてください。——急いでください。——急いで登つてください。——やむを得ざれば時間制限をいたします。——どんどん上がってください。

〔投票総統〕

○副議長(田中伊三次君) さあ、どんどん上がってください。——上がつてください。——先へ進んでください。——急ぎ進行してください。——急いでください。——さあ、急いでください。——急いでください。——やむを得ざれば……。急いでください。——急いでください。急いで。

〔投票総統〕

○副議長(田中伊三次君) 次も急いでください。急いでください。——急いでください。お急ぎください。——どうぞ。——急ぎ登壇を願います。——急いでください。——次も急いでください。——次の方も急いでください。——急いでください。——投票は急いでください。——やむを得ざれば時間制限をいたします。——時間制限をせなければなりません。——急いでください。——投票漏れがあれば投票を急いでください。

〔投票総統〕

○副議長(田中伊三次君) 投票漏れの方は投票を願います。——投票漏れがある」と呼ぶ者あり

代理投票の申し入れがあります。しばらくお待ちください。

〔投票総統〕

○副議長(田中伊三次君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場開鎖〕

○副議長(田中伊三次君) 投票を計算いたさせます。

〔参考投票を計算〕

○副議長(田中伊三次君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

投票総数 二百六十五

可とする者(白票)

否とする者(青票)

司とする者(黒票)

「拍手」

右の結果、質疑は終局

するに決しました。

百七十

中野四郎君外二十三名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

相川	勝六君	岸	俊大君
赤城	宗徳君	吉川	久衛君
秋田	大助君	清瀬	一郎君
綾部健太郎君		鯨岡	兵輔君
有田	喜一君	倉成	正君
岩動	道行君	黒金	泰美君
一萬田尚登君		小枝	一雄君
宇野	宗佑君	坂田	英一君
植木庚子郎君		佐々木秀世君	佐藤洋之助君
内田	常雄君	坂村	吉正君
小笠	公留君	佐藤	孝行君
小渕	恵三君	齊藤	邦吉君
大泉	寛三君	河本	敏夫君
大西	正男君	小山	義照君
岡崎	英城君	河内	長規君
押谷	富三君	佐藤	修治君
金子	一平君	小泉	純也君
金丸	信君	木金	義郎君
神田	博君	菊池	吉川
鴻田	宗一君	岸	久衛君
川島	忠男君	馬場	元治君
川島正次郎君		橋本龍太郎君	信介君
佳昭君		橋本龍太郎君	久保田円次君
木部		濱田	幸雄君
坂谷		濱野	清吾君
丹羽		原	健三郎君
武雄君		福井	勇君
二階堂		福永	健司君
兵助君		藤田	義光君
西村		藤山	愛一郎君
英		藤山	秀明君
南條		本名	武君
丹羽喬四郎君		益谷	秀次君
徳男君		松浦周太郎君	廣瀬
英一君		三池	信君
西村		森山	徳郎君
英		山手	達郎君
南條		森	義郎君
丹羽喬四郎君		森	雄君
徳男君		水田	三喜男君
英一君		水田	一雄君
西村		前田	正男君
英		増田	甲子七君
南條		松澤	雄藏君
丹羽喬四郎君		水田	喜男君
徳男君		水田	正喜君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水田	正彦君
英		水田	正彦君
南條		水田	正彦君
丹羽喬四郎君		水田	正彦君
徳男君		水田	正彦君
英一君		水田	正彦君
西村		水	

○副議長(田中伊三次君) 討論の通告があります。順次これを許します。澁谷直蔵君。	河野 密君 佐藤觀次郎君 阪上安太郎君 重盛 寿治君 島上善五郎君 田口 誠治君 田原 春次君 滝井 義高君 千葉 七郎君 泊谷 裕夫君 中澤 茂一君 中村 重光君 成田 知巳君 西村 芳賀君 野原 関一君 野間千代三君 野口 忠夫君 平岡忠次郎君 松原喜之次君 三木 嘉大君 村山 喜一君 森本 靖君 八木 一男君 山内 広君 山口丈太郎君 山田 長司君 山中日露史君 山本 幸一君 横路 節雄君 和田 博雄君 谷口善太郎君	佐々木更三君 佐野 慶治君 沢田 政治君 實川 清之君 鈴木茂三郎君 田中 武夫君 高橋 重信君 只松 祐治君 堂森 芳夫君 中井徳次郎君 中嶋 英夫君 中村 高一君 西宮 弘君 野口 吉夫君 華山 親義君 日野 吉夫君 平岡忠次郎君 松井 政吉君 松原喜之次君 三木 嘉大君 村山 喜一君 森本 靖君 柳田 秀一君 山崎 始男君 山口シエ君 山中吾郎君 山花 秀雄君 湯山 利秋君 加藤 進君
--	---	---

商産業大臣三木武夫君に対する不信任案に対し、反対の討論を行なうもの自由民主党を代表して、反対の討論を行なうものであります。(拍手) ただいま社会党中村重光君は三木通産大臣不信任案提出の趣旨弁明を行なわれたのであります。が、その述べられたところは、単に事実に相違するばかりでなく、牽強付会もはなはだしきものであります。はたして何のための不信任案であるか、全く理解に苦しむところであり、しいて言えば、反対のためにする反対としか受け取れないのであります。

不信任のおもなる理由の一つとして、吉田書簡問題を取り上げられておりますが、本件については、すでに特別委員会審議におきまして、懇切丁寧に三木通産大臣としての意の存するところを説明され、あわせて、内閣総理大臣との意見の食い違いはないことも明確にさせておるのであります。何人も、すなおに聞くならば、論旨はきれめて明快であり、そこに一点の疑点も存しないことは明白であります。

かかるに、社会党は、わが国が当然行なわなければならぬ日韓交渉の正常化に対しても、その著しい左翼偏向のイデオロギー的立場から、頑強に反対し、現に、きのうからの本会議においては、あらゆる手段を弄して、執拗な反対のための議事引き延ばしを策して、良識ある国民のひんしゅくを買っておることは御承知のとおりであります。(拍手) このような事態を熟視しているわれわれとしては、社会党の諸君は、口を開けば十分なる審議を主張しながら、その真意は、案件を審議することにあるのではなくして、單に議事を引き延ばすことにあるのではないかと考えざるを得ないのであります。(拍手) 私は、野党第一党たる社会党の猛省を促さざるを得ないと思っています。さらに、社会党は、このたび、みずから迷惑を貰くために、日韓問題とは直接関係のない吉田書簡問題に藉口して、三木通産大臣の不信任案を提

案したものにはかならないのです。このように、日韓関係条約等の批准をいたずらに遷延せしめんがために手段を選ばぬ社会党の態度は、おそぞ責任ある公党のとるべき態度とは言えないのであつて、まさしく党利党略のための方便としか理解することは不可能でございます。

ひるがえって、通産大臣三木武夫君は、本年六月通産大臣に就任以来、本格的な開放経済体制への移行といきびしい局面に対し、その円満なる人柄と積極性に加えて、彼本来の高い英知をもつて、通産大臣としての職責を十二分に果たしており、わが国の産業経済界はその卓抜せる手腕に全幅の信頼を寄せていることは、國民周知の事実であります。(拍手)

かようなことから考へまして、このたびの三木通産大臣に対する不信任案には一つも正当な理由を見出しができません。私どもいたしましては、今後とも三木武夫君が通産大臣として健闘されんことを心から祈つて、理由なき社会党の不信任案に対する反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 澤田政治君。

〔澤田政治君登壇〕

○澤田政治君 私は、ただいま議題になつております三木通産大臣の不信任案に対し、日本社会党を代表し賛成の意見を述べるものであります。三木通産大臣が經濟開拓として不信任に値する事実は、いま自民党的反対討論の方が理由なき理由であると言いましたけれども、私は言わせるなりあるのでないかと考えざるを得ないのであります。眞に、社会党第一党たる社会党の眞面目を促さざるを得ないと思っています。そのもともと最たるものには、中小企業の相次ぐ倒産であるのであります。これは當然たる事実であるのであります。否定しようのない事実であるのであります。昭和三十九年十二月の統計を見ましても、五百九十件になつておるのであります。そのもともと最たるものには、中小企業の倒産が依然として続けれられておるのであります。このように、今日も中小企

業の倒産が依然として続けれられておるのであります。しかも、この問題は、政治の問題であるけれども、その次元を離れ、社会問題を離れ、まさに一家が心中せざるを得ないというような、人道問題の発生にまでなつておることを私は指摘せざるを得ないのであります。このように悲惨な中小企業の相次ぐ倒産に対して、冷ややかな態度で見ておる三木通産大臣が、何らの有効的な、しかも積極的な政策を実行することなく、あまつさえ、国民の血税で支払わなければならぬところの有償・無償五億ドルの日韓条約に、一かけらの英知をもつては、一かけらの認識でもあるならば、なぜ反対しないかといふことを私は疑わざるを得ないのであります。(拍手) この一事をもつてしても、中小企業の立場から見て完全に不信任に値する、妥当なものであると私は確信するものであります。さらにはまた、私の前に、それぞれ日韓問題、また中國向けのビニロンプランの問題について指摘をいたしましたのであります。私は、この指摘は、何度も指摘しあげると謂われない理由がある程度しても指摘しあげると謂われない理由があると思うのであります。しかも、商工委員会において、一個人の書簡が、政府の政策がそれに拘束されないと言ひながらも、法律的には拘束されないけれども政治的には云々とか、まさに、その信念たるや、識見たるや、有為變転きわまりないのであります。不見識のきわみでありますと、私は断言せざるを得ないのであります。(拍手) さらに、私は、角度を変えまして、石炭問題に対する失政を追及いたしたいと思うのであります。不見識のきわみでありますと、私は断言せざるを得ないのであります。石炭鉱業審議会は、山野鉱大惨事発生直後の去る六月、三木通産大臣から石炭産業再建の根本対策について諸聞を受け、近くその答申が提出されるやに伺つておるのであります。しかし、伝えられる答申の内容は、抜本的な対策からはほど遠いもののようであるのであります。そもそも、現在の石炭危機は、すべて政府、石炭資本が負うべきものであると私は思うのであります。すなわち、昭和三十四年石炭危機が表面化して以來、政府及び石炭資本が推進してきた合理化政策

は、次の三段階に分けられておるのであります。
その第一は、五ヵ年計画によるトン当たり千五百円の炭価引き下げと十一万人の首切り政策であります。その第二は、審議会答申に基づく七万六千人の大量整理とスクラップ・アンド・ビルド政策の強行であつたのであります。その結果、合理化計画は一応達成されたかに見えたのであります。その後災害が続発し、労働力の極度の流出が相次ぎ、生産の停滞といふ深刻な矛盾を露呈しておるのであります。つまり、答申の基調であつた五千五百万トン体制そのものの危機が、現実の姿となつてあらわれております。この危機に直面して打ち出された第三の政策は、さらにスクラップのワクを十二百万トンから千七百五十万トンに拡大し、加えて利子補給と炭価引き上げという、石炭独占資本に対する保護政策に終わつておるのであります。

私ども社会党は、かかる政府並びに資本の合理化政策に対し、第一に、確固たるエネルギー政策の樹立なしにはいかなる石炭政策も無意味にひどいことを指摘せざるを得ません。第二に、生産力の近代化を阻害している鉱区の私的占有と低賃金を基礎にし、停滞的な生産方法の骨格を維持したまま、幾ら炭価の引き上げ、利子補給策をとつても、石炭資本の寄生性を強めるにすぎないと私どもは強調して今日までまいつたのであります。

第三に、この政策は、炭鉱労働者を全体として零落させ、産炭地域とその住民にいやしがたい傷痕を与えるにはおかしいという観点から、強く私どもは反対をいたしてまいつたのであります。

悲しいかな、事態の進行は、まさにわが社会党が指摘してきたところになつてゐるのであります。

この一事を見ても、本院における通商産業大臣の不信任は当然であると私は思うのであります。(拍手)

私は、ただいま簡単な基本的な事実を指摘し、その責任を追及したのであります。これに対し、おそらく、かかる政策は、三木さんのことば

をかりるならば、私の就任以前に系統的に進められてきたものであるとして、すべての責任は就任間もない現職大臣の負うところではないという反論ないしは弁明が、あるいはあらうかと存するのであります。しかしながら、政党政治は責任政治であることは言うまでもないことであります。かかる観点に立つて考へるならば、そのよつて来たるゆえんが過去にあつたとしても、その責任は免れ得ないことは当然であると思つたのであります。(拍手)

○副議長(田中伊三次君) 沢田君、時間です。

○沢田政治君(統) しかも、誤れる石炭政策の抜本的な対策もない現状では……

○副議長(田中伊三次君) 沢田君、時間です。

○沢田政治君(統) 当然その責めは免れるものではありません。

私は、さらに具体的な事実を指摘し、その責任を追及してまいりたいと思うのであります。

第一は、生産力の……

○副議長(田中伊三次君) 沢田君、時間です。

○沢田政治君(統) 荒廃と、出炭低下に関してもあります。今日、石炭産業における労働生産性は飛躍的に向上しておることは、周知の事実であります。たとえば、昭和三十四年度、一人一カ月十五トンに対し、昭和三十九年度は三十六・四トンになつておることは、明らかにあります。

○副議長(田中伊三次君) 沢田君、降壇を命じます。

○副議長(田中伊三次君) 沢田君、発言の中止を命じます。

しかるに、その後、三木武夫君は、せつかく目ざめました社会主義への道を進むことなく、逆に、政権の座に着くためには保守党に入るほかなこと考へてか、修正資本主義を唱える改進党にくらがえし、その幹事長となり、ついには一党を率いて保守合同に参加し、憲法改正を立党的精神とする自民党に身をゆだねるに至ったのであります。軍閥に反抗し、社会正義を説いた若き日の三木武夫君を知る者をして全く安然たらしめているのであります。(拍手)そこにはすでに理想主義者の三木武夫君も、社会主義にあこがれた青年政治家三木武夫君の姿もなく、あるものは政権に委執する保守党政治家としての醜い姿あるのみであったのであります。(拍手)

三木武夫君の政治生涯の中で最も大きく指摘されなければならないことは、昨年七月、自民党総裁選挙に際しての彼のとつた態度であるといわれておるのであります。御承知のように、昨年の自

民党総裁選挙は、寛容と忍耐を旗じるしとする池田か、憲法改正こそわが政治の基本路線であると

いう佐藤か、二者択一の選挙でありました。保守

党の良心といわれ、進歩的政治家を自任してきた

三木武夫君は、本来ならば、当然三木派あげて池田首相を支持すべきであつたといわれていたにも

かかわらず、彼は、多年の同志と国民の予想を裏切つて、意外にも憲法改正の佐藤を選んだのであ

ります。この突如たる変節は、一体いかなる利害打算によつて行なわれたのであります。どうか。

(拍手) 彼は、かつて総裁選挙に出馬を断念したとき、男は一生に一度は勝負をするときがくるという声

明を内外に発表したことがあります、一生に一度勝負をすることは、いまにして思えば、進歩的政

治家の仮面をかなり捨てて、保守党政治家の本性をむき出しにした行動をすることであつたよう

であります。彼の長年にわたる進歩的政治家としての言行は、いわば政権に近づくための巧みなゼ

スチュアにすぎず……。

○副議長(田中伊三次君) 板川君、時間です。結論を急いでください。

○板川正吾君(続) 彼の政治節操は、腐り切つた

保保守党政治家と何ら変わりのないことが明らかになりました。

〔板川正吾君発言を継続〕

○副議長(田中伊三次君) 発言の中止を命じます。

〔板川君、降壇を命じます。〕

〔発言する者多し〕

〔板川正吾君なお発言を継続〕

○副議長(田中伊三次君) 降壇を命じます。

〔板川正吾君なお発言を継続〕

○副議長(田中伊三次君) 執行を命じます。

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 通路をもう少しあけてください。――うしろの方は力強く前進してください。力強く前進してください。――前の通路は平和と日中の友好のために情熱を注いでまいりました。三木派の中にあって孤高の政治節操を保ち、政権に未練を持たず、ひたすらアジアの平和と日中の友好のために情熱を注いでまいりました。松村謙三先生のほか数名の良心の人々が、三木武夫君の二重人格性と二枚舌の無節操にあいそをつかし、ついに長年の盟友の立場から訛別したこととは、保守党の中に残された唯一の良心のともしびとして、私どもは深く敬意を表するものであります。

三木武夫君が通産大臣として就任された当時は、久しぶりの大もの通産大臣として内外から祝賀され、その進歩的識見と手腕に多大の期待が持たれただけであります。

○副議長(田中伊三次君) 板川君、時間です。

○副議長(田中伊三次君) 〔板川正吾君なお発言を継続〕

○副議長(田中伊三次君) 〔板川君、降壇を命じます。〕

〔板川正吾君なお発言を継続〕

災害や公害が重大なる社会不安をかもし出してい

るのに……。

○副議長(田中伊三次君) 通路をもう少しあけてください。――うしろの方は力強く前進してください。――前の通路は

あけてください。そこをあけてください。――ど

んどん通してください。――どんどん通してください

さい。――そこに立つておらないで、前へお進みください。――前へ進んでください。――うしろの方は力強く前進してください。

〔板川君、通路を開けてください。〕

〔投票継続〕

○副議長(田中伊三次君) 投票漏れはありませんか。――なしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。――

〔議場閉鎖〕

○副議長(田中伊三次君) 投票を計算いたさせます。

〔投票結果〕

○副議長(田中伊三次君) 参事投票を計算いたさせます。

〔投票結果〕

○副議長(田中伊三次君) 参事投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔投票結果〕

○副議長(田中伊三次君) 〔投票結果〕

山本幸一君外四名提出通商産業大臣三木武夫君
不信任決議案を可とする議員の氏名

否とする譲賣の氏名

佐々木秀世君	小山	省二君
坂田	英一君	
櫻内	義雄君	
始閔	伊平君	
篠川	弘作君	
進藤	一馬君	
砂田	重民君	
關谷	勝利君	
田澤	吉郎君	
田中	正巳君	
高瀬	傳君	
竹内	黎一君	
鎌林	三喜男君	
千葉	三郎君	
登坂	重次郎君	
床次	徳二君	
中川	一郎君	
中曾根	弘吉君	
中山	寅太君	
永山	忠則君	
野田	武夫君	
馬場	元治君	
長谷川	四郎君	
福井	勇君	
濱田	幸雄君	
早川	崇君	
原田	憲君	
藤本	孝雄君	
福永	健司君	
藤枝	泉介君	
藤本	一雄君	
保科	善四郎君	
堀内	正勇君	
前田		

佐藤	河本	敏夫君
齋藤	白瀬	仁吉君
坂田	鈴木	善幸君
笠山茂太郎君	瀨戸山三男君	道大君
権名悦三郎君	園田	直君
田中	田中	龍夫君
田村	良平君	
高見	坪川	信三君
三郎君	谷川	和穗君
竹下	坪川	茂喜君
登君	中島	四郎君
中垣	中野	中村庸一郎君
國男君	中野	丹羽
和穂君	四郎君	兵助君
茂喜君	中村庸一郎君	根本龍太郎君
實藏君	丹羽	正勝君
德安	中野	橋本健三郎君
實藏君	四郎君	橋本美三郎君
中垣	中野	根本龍太郎君
國男君	中野	正勝君
和穂君	中野	正雄君
茂喜君	中野	繁秀君
實藏君	中野	正雄君
德安	中野	勝志君
實藏君	中野	義光君
中垣	中野	藤山愛一郎君
國男君	中野	秀男君
和穂君	中野	武君
茂喜君	中野	秀次君

（委員会審査省略要求案件）
○議長（船田中君） 山本幸一君外四名から、法務大臣石井光次郎君不信任決議案が提出されました。
　本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略して、議事日程に追加するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり】
○議長（船田中君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。
法務大臣石井光次郎君不信任決議案を議題とい
たします。

○副議長(田中伊三次君) この際、午後九時まで休憩いたします。
午後六時四十七分休憩

午後九時十四分開議

○議長(船田中君) 休憩前に引き続き本議を開きります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ
て、日程は追加せられました。
法務大臣(石井光次郎君)不信任決議案を議題とい
えます。

山本 幸一
中井徳次郎

下平
正一

贊成者 橫山 利秋

法務大臣石井光次郎君不信任決議
本院は、法務大臣石井光次郎君を信任せず。
右決議する。

不列顛

四

法務大臣石井光次郎君は、今回日本と韓国との間に結ばれた「日本に居住する大韓民國國民の法的地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間の協定」の責任者であるが、この協定は、在日朝鮮人の間に差別をつくり出し、国籍選択の自由という國際法上認められた基本的人權を踏みにじるものである。あまつさえ、從來「朝鮮」、「韓國」などは符号だといながら、今回、突如として、「韓國」は国籍であり、しかかもこの解釈は、過去にさかのぼるから、国籍変更の申請は、認められないという政府の統一見解を発表し、さらに混乱をまきおこした。これは、政府の責任者として、あるまじき失態であり、本院は、法務大臣石井光次郎君を信任することができない。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。
○横山利秋君 横山利秋君登壇
〔横山利秋君登壇〕
○横山利秋君 私は、提案者を代表いたしまして、石井光次郎法務大臣に不信任の提案をいたしましたと存じます。(拍手)
まず、主文を朗読いたします。

右決議する。

の責任者であるからであります。全国に十数年にわたって紛争を繰り返してまいりましたその根本的原因は、政府が、韓国といふ、大韓民国といふ、朝鮮といふ、すべてこれは用語だと言つてきただことでありまして、いまこれを、十五年前にさかのぼり、百八十度の転換をして、韓国、大韓民国を国籍といたしますことは、全国の県、市町村、数千の担当者を欺くのみならず、在日六十万の朝鮮人をべてんにかけた罪は絶対に見のがすことができないであります。(拍手)

第二は、法務大臣でありながら、法的地位や出入国管理の実際は全く無知であり、国会における答弁はあいまい。すべてを役人にまかせるやり方は、責任者として不適当であることを証明しています。(拍手)

第三は、入国管理局長をはじめ、統一見解によつて起こつた諸問題について深く責任を感じると言つておるのにかかわらず、法務大臣として何ら責任に言及しない態度は、ひきょうといわなければなりません。(拍手)

第四に、入国管理の責任者でありながら、中国ないしは北朝鮮の相次ぐ入国問題について法務大臣が御存じないことが多くて、すべて官房長官、すべて外務大臣、すべて通産大臣等、各省の判断に追隨し、こき使われておることは、法務省の権威を失墜し、部下の信頼を裏切つたことは、適任でない証拠であります。

第五に、みずから国会において北朝鮮入国について言明いたしました。貿易のことなら今度入国させると言いながら、韓国の国会で問題になり、あるいは閣議で問題になるや、すぐそのことばはあいまいとなり、右往左往いたしましたことは、政治家としてあるまじき態度といわなければなりません。

第六に、法的地位の交渉経過は妥協に次ぐ妥協で、子々孫々に至るまで永住権を認め、法務省事務当局あげての反対をじゅうりんし、国内においては在日朝鮮人の対立を激化させることになる責

第二は、法務大臣でありながら、法的地位や出入国管理の実際は全く無知であり、国会における答弁はあいまい、すべてを役人にまかせるやり方は、責任者として不適当であることを証明しています。（拍手）

第三は、入国管理局長をはじめ、統一見解によつて起こつた諸問題について深く責任を感じると言つておるのにかかわらず、法務大臣として何ら責任に言及しない態度は、ひきょううといわなければなりません。（拍手）

第四に、入国管理の責任者でありながら、中国ないしは北朝鮮の相次ぐ入国問題について法務大臣が御存じないことが多くて、すべて官房長官、すべて外務大臣、すべて通産大臣等、各省の判断に追隨し、とき使われておることは、法務省の権威を失墜し、部下の信頼を裏切つたことは、適任でない証拠であります。

任はまさに重大であります。

第七に、法務省の予算はきわめて少なく、最高裁判についても同様、行政は渡渉し、裁判は停滞しています。これは明らかに石井法務大臣の政治力のないことを示しています。(拍手)

第八に、以上のようなことは、結局、石井法務大臣が台湾ロビー、韓国ロビーの人間であり、韓国政府に迎合し、アメリカに迎合し、すべての国民固有の権利である国籍選択の自由をじゅうりんした罪は絶対に見のがすことができないのであります。(拍手)

さて、同僚諸君、石井光次郎氏は、八日午時十時半、皇居において勲一等旭日大綬章を受けられましたそうであります。あなたは、新聞によれば、答辞として、勲章をいたぎ感激です、國家、社会のために一生をささげますとお礼を述べられたそらであります。この感激さめやらぬ今日、この国会においてあなたは不信任案を突きつけられたことになりました。あなたの今日の履歴の中で私が最もが最も関心を引く履歴は、國務大臣になつたことでもなければ、全権委員としてアメリカに行かれたことでもない。本来のあなたは新聞に關係をされ、社会の木鐸として生きてこられた石井光次郎氏の履歴であります。そのことを民主主義政治の中であなたが生かし切つておられるかどうか。

人間を尊重し、人間固有の権利を何よりもとうとくジャーナリズムの人として尊重されるといふことでなければなりません。私は、党は違います。政治歴ははるかにあなたの後輩であります。しかしながら、今回あなたを不信任しようとするのは、最大の原因が、あなたの生涯の信条とならなければならぬはずの社会正義の問題であり、人間固有の権利があなたによつて冒瀆された問題であるからであります。(拍手)万国に共通の国籍選択の自由に関する権利は、あなたによつて汚されたのであります。

したがつて、以下、私は、齒に衣を着せることなく、率直に提案理由を御説明して、同僚諸君の

賛成を得、石井光次郎氏に法務大臣の席から引き下がつてもらいたいと考えておる次第であります。(拍手)

現在、日本には約三十四万人の朝鮮の籍の人がいます。日本に住んでいます。この人々の中で日本人を奥さんとしている人が万をこえていることは諸君も御存じだろうと思う。この日本人の妻は、今回の統一見解や政府のやり方によつて、夫の朝鮮籍に入ることがきわめて困難になつたことは重大なことであります。この奥さんたちは、夫が死んだ場合、財産の相続ができません。もし財産を受け継いだ場合、税法では内縁の妻を認めません。ですから、相続税法の妻に対する当然の控除制度は認められません。いわんや、入籍していないことによって、夫の死亡の場合の家庭紛争が起ることは当然であり、石井法務大臣のとりました措置によつて、日本人妻に将来きわめて重大なことが起こることが容易に想像されるのである。まさに、石井法務大臣は万をこえる北朝鮮の国籍を持つ朝鮮人の奥さんになつてゐる日本人の女性の今後の希望をじゅうりんしたものであり、女性の恨みがいかにものすごいか、石井光次郎氏は日ならずして身にしみて痛感すると思われるのです。(拍手)また、六十万人の人たちが南北とに分かれ、いままでは、用語だから、韓国といい、朝鮮といつても、まあまあお互に結婚していましたが、今度の統一見解と法的地位の協定によつてはつきり線を引かれる結果、若い男女は、封建的な韓国の習慣、進歩的な北朝鮮の人々との相克に立つて、今後の結婚は重大な支障を受けることになります。佐藤内閣の日韓条約はまさに在日朝鮮人の差別待遇にそのねらいの一端があるのでありますから、今後の家庭上の問題は大きなさまざまなもの問題を惹起すると思われるのです。お互に最近結婚や何かの相談を受けることが多いのでありますから、今後の家庭上の問題は大きくなさざまな問題をしたというか、何とばかなことをしたというか、むしろ腹が立つてくるような次第であります。

ります。

先般、私の質問に対して、鯨岡さんが私に対して反発いたしました。私が鯨岡さんにこの際よく聞いてもらいたい、また法務大臣に聞いてもらいたいことは、お互いに、日本人である、またはある人は韓国人、あの人は朝鮮人、そしてそのことが、国籍というものは人間に誇りと安心感と希望を持たしています。それは人間として生きる出发点であります。あなた方は、現実的な実害はないと言つけれども、いまここに私があげた実害がある。その上、おれは日本人、おれは韓国人、おれは朝鮮人だと、こう言つておる人に、おまえはどうしても韓国人だと押しつけをされて、どういう気がするか。おれは韓國はいやだ、朝鮮の人間になりたいと言つのに、代表部へ行つて承認をもらつてこいなどということを言われて、どういう氣がするか。よく考えてたらどうでありますようか。この心理、この国民感情を無視して、実害がないからよいではないかなどということは、せいぜい官僚の言つことで、断じて血の流れた政治家の方の言つことではありません。石井光次郎さんは官僚の口車に乗つて、生きた人間政治を忘れてはいると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)今回の統一見解によつて起つた問題は、ずっと前にちよど洋服のボタンを一つかけ間違つた、それをつじつまを合わせるためにしまひまでかけ間違えたような結果になつたのであります。

ひつくり返す、全日本の地方自治体にやらしたこ

とをひっくり返す、ほおかむりするがごときことは、断じてスポーツを語る資格がないといわなければなりません。(拍手)

たいことは、お互いに、日本人である。または人が、国籍といふものは人間に誇りと安心感と希望を持たしています。それは人間として生きる出发点であります。あなた方は、現実的な災害はないと言はけれども、いまここに私があげた災害がある。その上、おれは日本人、おれは韓国人、おれは朝鮮人だと、こう言つておる人に、おまえはどうしても韓国人だと押しつけをされて、どういう気がするか。おれは韓国人いやだ。朝鮮の人間になりたいと言つて、代表部へ行つて承認をもらつてこいなどということを言われて、どういう気がするか。よく考えたらどうでありますよう

ある自民党の代議士が私にこういふことを言いました。横山君、石井光次郎氏は徳兵式の大元帥だよ」と言つた。これはどういう意味か私にはよくわかりません。兵隊の前にかっこよく敬礼しているだけの人間という意味でありますようか。与党の内部ですらかくのとき批判が出ているのあります。が、迷惑しこくなのは日本国民であり、在日六十万の朝鮮人諸君であります。

この際、六十万と称せられる人の実態を諸君に少し知つてもらいたい。調査月報によりますと……

○議長(船田中君) 横山君、発言を中止いたします。

か、この心理、この国民感情を無視して、実害がないからよいではないかなどということは、せいぜい官僚の言うことで、断じて血の流れた政治家の方の言うことではありません。石井光次郎さんは官僚の口車に乗って、生きた人間政治を忘れてはいると断ぜざるを得ないのです。(拍手)今回の統一見解によつて起つた問題は、ずっと前にちよつと洋服のボタンを一つかけ間違つた、それをつじつまを合わせるためにしまいまでかけ間違えた

〔横山利秋君發言を継続〕

- 議長(船田中君) 横山君、発言の中止を命じます。―― 横山君、降壇を命じます。
- 〔横山利秋君なお発言を継続〕
- 議長(船田中君) 降壇を命じます。
- 〔横山利秋君なお発言を継続〕
- 議長(船田中君) 横山君、降壇を命じます。―― 執行を命じます。

〔發言する者多し〕

○議長(船田中君) 横山君、時間ですから、結論を急いでください。

〔横山利秋君なお發言を継続、降壇〕

○横山利秋君(続)　この統一見解は、その主管が法務大臣であり、その最高責任者が石井光次郎氏なのであります。

○坂本泰良君 これを許します。坂本泰良君。
〔坂本泰良君登壇〕

○大臣の不正不法に対する断固とした対応と、石井法務大臣の不信任決議案に対する若干の質問を提案者にいたさんとするものであります。

ある点を追及して、提案者の足らざる点を質問い合わせ

たしたいと、かようく存するのであります。

ろもどろで、確実にできないのであります。どうしてできないかと申しますと、この条約が双方一致したところの合意に基づくものではない、無効なものである、であるから、この条約に対するところのあたりまでの答弁ができない、こういうことになるわけであります。そこで問題は、法をつかさどる法務大臣が無効の条約に同意した、開僚として同意した、こういう点は、私は、石井大もの大臣が小るもの大臣になつたのではないか、この点について非常に遺憾に存するのであります。

従来、法務大臣は伴食大臣といわれたのであります。存在が無価値であったのであります。しかし、私は、先般の佐藤内閣の改造の際に、高橋大

玉の石井氏を法務大臣に持ってきたことになります。と申しますのは、当時吹原事件を頂点とするところの汚職、疑獄は充満をしたのである。この汚職、疑獄を糾明して綱紀を肅正することについて、また、不法な日韓条約に対し正しい条約を結ぶために、この法務大臣は、派閥の親玉として相当権威を持つておる、佐藤内閣に対すると

ころの姿勢そのものを……

○坂本泰良君(続) 綱紀兩止を断固としてやるべ
顧います。
○説長(船田中春) 昨夜に願ひます。——豈東に

き大臣である、かように期待しておりましたが、遺憾ながらこの点は裏切られたのであります。あの吹原事件のごときは、一人でやつたものではない。政治家がその裏にひそんでおる。ただこの汚職、獄獄の糾明と――吹原のこの詐欺横領は一人でやつたものじやない。これには政治家が関係

しておる。閑僚であつた者が関係しておる。このよ

うな事件は、もっと快刀乱麻を断つべく、断固としてこれをやらなければならぬ。(拍手)それがやれないという点について、石井大臣が期待にそむ

き、法務大臣としての資格が疑われるということになるのであります。そこで、法務大臣は、この法を守る上において、ます長年にわたる保守政権におけるところの綱紀を矯正するためのこの問題が十分足らなかつた点と、それから省きますけれども、さらにつこの森脇の脱税事件、こういう問題まで、その最高の指揮者として保私問題等も解決しなければならぬものを解決しない。そこに、この問題は、昭電疑惑相当の大きい疑惑に発展するおそれがある、自由民主党の内閣は破壊して、自由民主党の大政治家がこの疑惑にかかるといふような危険性があるから、この法務大臣がやり切れない。まことに遺憾に存する次第であります。

さうほ 法的的地位の問題はござりません。外日
の元首、外交使節またはその公館に阑する犯罪云
々とありまするが、かかる犯罪を強制退去とし
た。すなわち、新憲法のもと日本刑法から削除さ
れた九十条、九十五条類似の内容をなしておる。
提案者は、石井法務大臣がこの協定を妥結した趣
旨をもつと追究すべきである、かよりに存ずるの
であります。

から説明がありましたたれども、在日朝鮮人に對して徵兵令状がきた。そこで、韓国政府に重大な反響がありましたから、提案者は、この韓国人に

○議長(船田中君) 坂本君、時間ですか、結論
明してもらいたいと思うのであります。

○坂本泰良君(続) なお、協定中に、直系卑属の子が永住権の申請権がある。この直系卑属の中に養子が入るかどうか……

○坂本泰良君(続) この点についてさらに説明をしてもらいたいと思うのであります。

最後に、韓国人の国籍はこの条約によつて身動きができないように押しつけられておる。この際、外国人よりも、日本人の沖縄の県民に対する等についても、あわせてもう少し説明してもらいたいと思うのであります。

以上が私の質問の趣旨であります。（拍手）

○議長(船田中君)　ただいまの坂本泰良君の発言中、もし不穏当の言辞があれば、速記録を取り調べの上、適当の措置をとることといたします。

〔横山利秋君登壇〕

○横山利秋君 ます、一番最後に御質問がござい

ました沖縄の日本人の取り扱いについて回答いたしました。

沖縄から日本へ参りますときには、アメリカ高

等弁務官の許可証が必要であります。その許可証

には琉球島民としか書いてない、日本人と書いてないのです。沖縄の諸君は、日本へ来てかないのです。

ら外国へ行くのは、外務省へ行つて国籍日本と書

いておらうのであります。諸君はこれをどうお考

えでありましょうか。よその国の人間は、おまえの國音は韓國音、二郎音、三四郎の如ておる、日本

の国籍は朝鮮が朝鮮だと指しておいて、自分

いう名前をあてがわれておる」とに黙つておる手

はないと私は思うのであります。（拍手）

第二番目に、徴兵の問題についてお答えをいたしました。

この間委員会で話がありましたように、京都の在日韓国人の若い衆へ徴兵令状がきました。大騒ぎになつて、韓国の国防部、外交部の長官がそろ
ぎます。

いうことはしないと声明をしました。けれども、韓國法では、免除ないしは延期ができることに初めからなっておる。そして、その韓國の国会で、在外同胞についてやはりらなければいかぬといふ、こういふ議論が出来ましたために、再び蒸し返しになりますて、日本にあります韓國系の「新世界新聞」は大きくこれを取り上げて、そんなことならどうなるのだといって嘆いておりますのが今日の実情であります。

第三番目の問題は、直系卑属のことについて御質問がございました。

協定については、直系卑属はこれは違う、こういふのであります。ところが、そうではないのです。この永住権はずいぶん抜け穴がありますために、これはとんでもない結果になつておるのであります。韓國からあらゆる手をかけてやつてくる。やつてきて養子になる。養子になつて子供を生む。おじいさんと孫は永住権ができる。そうでしょう。このまん中の養子は法定血族ですか、これは直系卑属になる。けれども、日本では生まれないから、これはだめだということになるかもしだね。おじいさんと子供が永住権が確保でき、そして、強制退去の場合には他の家族のことを考慮することになつていいですから、これは外務省とそれから法務省とが大げんかをした問題であります。私はこれ以上言うのはやめたいと思うのです。ただ、たいへんなこれが日本の問題にこれから発展していくことを諸君に警告をしておきたいのであります。(拍手)

それから、一番最初の御質問は、外國の元首あるいは公館等についての問題について御質問があつました。

同僚諸君御存じのとおりに、新憲法では天皇の不敬罪はなくなつた。刑法は、この外国の元首や外交使節に対する刑法九十一条、九十五条であります。削除になつておる。日本ではその刑法はなくなつておる。ところが、いま日韓協定でこの協定文案にこれをあげるといふのは、そもそもなる問題でありましようか。私は、これは、この日韓協定的地位の中に隠れたるねらいはまさにこれにあると考えておる次第であります。新憲法でなくなり、刑法で削除された外国の元首、外交使節、その公館に対する罪が、日韓条約の法的地位の中で頭を出すということは何たることであります。(拍手) 天皇に対しては不敬罪はいままないのですよ。韓国大使館に何かやつたらこれで罪が問われる。外国の元首、公館に対する罪が問われる。この食い違ひを諸君は何と説明なさるおつもりでありますよう。これは、私は、どう考えますても、韓国政府が、在日六十万朝鮮人諸君に対して、弾圧に日本政府に片棒をかつがせた、こう判断せざるを得ないのであります。

○議長(船田中君) 横山君、時間ですから、結論を急いでください。

○横山利秋君(続) 以上の御質問にお答えいたしまして、いま議長の御希望でございますから、最後に結論を申します。これは結論であります。(発言する者あり) ちょっとと静かにしてください。

(拍手)

結論の一つは、本年の四月でございますが、法務省民事局第五課が回答の文書であります。(発言することなく、大韓民国国籍法を適用することと

となつてゐる。」と回答している。いいですか。
南であろうと北であろうと、国籍離脱の問題については韓国の国籍法を適用するといふのです。こんなばかなことが皆さん納得できますか。これが第一結論。

第二番目の結論です。名古屋、大阪、京都等六大城市が……

○議長(船田中君) 横山君、発言の中止を命じます。――横山君、発言の中止を命じます。

〔横山利秋君発言を継続〕

○議長(船田中君) 横山君、降壇を命じます。――横山君、降壇を命じます。

〔横山利秋君なお発言を継続〕

○議長(船田中君) 横山君、発言の中止を命じます。

〔横山利秋君なお発言を継続〕

○議長(船田中君) 横山君、降壇を命じます。――執行を命じます。

〔発言する者多し〕

〔横山利秋君なお発言を継続〕

○議長(船田中君) 横山君、降壇を命じます。――執行を命じます。

○議長(船田中君) 片島港君。

〔片島港君登壇〕

○片島港君 私は、ただいま提案説明のありますた石井法務大臣不信任決議案に対し、重要な諸点について横山君に質問いたしました。

最初にお断わりしておきますが、政府答弁に見られるような、木で鼻をくくったような答弁をしたり、あるいは質問と関係のないようなことを答弁されるようなことがありますならば、何回で再質問をするという態度を留保いたしまして、

どうか誠意ある御答弁をお願いいたしたいと思ふのであります。(拍手)

質問の前に、同じく九州出身の大先輩であらせられる石井さんに対して大臣不信任の決議案が上程されましたことは、私個人としてまことに遺憾にたえません。また、石井さんは多少耳ざわりなことを申し上げるかもしれません、問題を解明する上において、公人の立場からやむを得ないことがございますから、あらかじめ御了承をお願いいたしたいと存します。

私は石井さんと何の交わりもなく、石井さんのことはよく知りません。いや、知らないから聞くのですが、ただ、石井さんは、政界に進出されますや、商工大臣、運輸大臣、通産大臣、副総理として輝かしくデビューされ、また、いわゆる石井派の総大将といたしまして、自民党の総裁にも立候補されました。落選はされましたけれども、立候補されました。石井さんの率いておられた方派の遺産をほとんどそつくり引き継がれたようではあります、どちらうわけでありますか、時の経過とともにだんだん先細りとなつて、せつかくの遺産も漸次心細くなり、いまや時の主流派に随伴する一部隊長のごとき印象をぬぐうことができないのであります。いささかお氣の毒にたえないのであります。石井總裁、石井首相をどこか心の中でも予想いたしておきました者の一人といたしまして、下火ではないにしても、多少頭打ちの印象を与えるに至つたということは、石井氏の政治的手腕によるものであるか、あるいは石井氏の孤

高性、潔癖性、物欲のないお人柄——保守政党では、物欲のない者というか、金づくりのへたな者といいますか、えでして浮かばれない。いわんや親分においておやでありますか、そういう人柄に基因するものであるかどうか。これは不信任案等に對して賛否の態度を決定する大前提として急頭に置いておきたいと思いますので、横山君は、石井氏の政治家としての資質、個人的な人物についてどのような評価をしておられるか、このことをまず第一にお聞きしておきたい。答弁に對して暗示を与えるよう、質問としてはまことに軽率のそしりを免がれませんが、私は、社会人石井光次郎氏の人柄を高く評価いたしておるものであります。ただ、政治家石井光次郎氏には、いまになっておくればせながら失望を禁じ得ないのであります。そういう失望の要因などについては、時間の関係で省略をいたします。

さて、お人柄のことは別といたしまして、まず第一に、日韓条約に因連した事項についてお尋ねをいたします。

大東亜戦争が終り、昭和二十二年、旧外国人登録令によつて、日本人でなくなった在日朝鮮人は、その国籍欄に全部朝鮮と記載せられ、昭和二十五年、在日韓国代表部は、在日朝鮮人の全部を大韓民国国民と主張し、G.H.Qの命令で、政府は、韓国代表部の国民登録証を添えて本人の申し出があれば、従来の朝鮮を韓国と書きかえたのであります。もちろん、国籍欄が朝鮮であろうと韓國であろうと、本人の出身地とか、本人のイデオロギーに關係はありません。特に、中立という大部分であるうと思うのであります。

○議長(船田中君) 片島君、時間ですから、結論を急いでください。

○片島港君(続) 今まで、国籍欄は、朝鮮であろうと韓国であろうと、どちらも用語として、符号として用いられていましたのでありますから、さしつけで問題ではありませんが、今度の条約の法的地位に關するということになると重大な問題であります。朝鮮から韓国へ書きかえはできる、韓国が正式の国籍となる、今まで韓国籍であった者が、これはたいへんだ、あるいは徴兵に引っ張られても連れていかれるのじやないか

○横山利秋君 登壇

〔片島港君登壇〕

○横山利秋君 片島さんにお答えいたします。

第一問につきましては、率直に申しまして、私は、従来とも片島さんはお人柄で身辺清潔な方だと存じております。これは、私はそう確信をしています。ただ、私どもがいま問題にしたいのは、今日の石井さんの政治的態度で、私があげました八項目は、お人柄ではありませんとも、何としてもこれは法務大臣として不適任であるという立場でございます。御了承をお願いいたしたいと存じます。(拍手)

それから、第二番目に、いつごろから政府は国籍にするかといふ点で、政府側の態度はきわめてまちまちなのであります。先般の石橋委員の質問について、私も因連質問をして石井法務大臣にお伺いいたしましたところ、二十五年ごろからだと言ふ。その前の私の質問には二十六年。それから八木局長は平和条約の二十七年。全く、その一事をもつていたしましても、政府の解釈はきわめて八木局長は平和条約の二十七年。全く、その一事をもつていたしましても、政府の解釈はきわめてばかりであります。そこで、片島さんの御心配になりますように、これで今度十二月ごろから切らがえが始まるのであります。六十分、正確に言いますと五十八万であります。五十八万の在外外国人登録証の切りかえをやりますのが市町村であります。ですから、市町村がこの問題につきまして一番あたりを受けますから、先ほどちょっと言いかけて時間がなくなつたのであります。市町村が一番心配しています。ここに持つておりますのは、市町村から内閣総理大臣及び法務大臣

す。

〔片島港君発言を継続〕

○議長(船田中君) 片島君、発言の中止を命じます。——片島君、降壇を命じます。

〔片島港君なお発言を継続〕

○議長(船田中君) 片島君、降壇を命じます。——

〔発言する者多し〕

官 報 (号 外)

○議長(船田中君) 時間もあとわずかでありますから、なるべくすみやかに投票願います。——すみやかに投票願います。——時間もあとわずかでありますから、なるべくすみやかに投票を願います。

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。(発言する者多し)投票の結果を事務総長より報告いたします。――投票の結果を事務総長より報告いたします。

۱۰

〔投票継続〕

○議長(船田中重) 時間もあと二分でありますから、なるべくみんなに投票を願います。――すみやかに投票を願います。

「投票統一」

○議長(船田中君) 投票を急いでください。

○議長(船田中君) 制限時間がまいりました。投票漏れはありますか。——投票漏れはありませんか。

○議長(船田中吉) 制限時間がまいりました。
投票権はありますか。
〔発言する者多し〕
〔発言する者多し〕

○議長(船田中君) 制限の時間がまいりましたので、投票箱の閉鎖を命じます。

〔発言する者、離席する者多し〕

○議長(船田中君) 投票箱閉鎖。閉匣。——開

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。

卷之三

昭和四十年十一月十日 衆議院会議録第十号 法務大臣石井光次郎君不信任決議案

松野 賴三君	松山千恵子君	田口 誠治君
三池 信君	三木 武夫君	高橋 重信君
三原 朝雄君	村上 勇君	堀 兼次郎君
村山 達雄君	毛利 松平君	社原 弘市君
栗山 秀君	森下 國雄君	泊谷 裕夫君
森田 重次郎君	山田 薩一君	中澤 重光君
山手 満男君	山村新治郎君	中村 高一君
山本 勝市君	山本 幸雄君	永井勝次郎君
吉田 重延君	渡辺 栄一君	二宮 武夫君
渡辺美智雄君		野間千代三君
否とする議員の氏名		西宮 弘君
秋山 德雄君	安宅 常彦君	長谷川正三君
井伊 誠一君	井谷 正吉君	原 茂君
伊藤よし子君	石野 久男君	肥田 次郎君
石橋 政嗣君	小川 三男君	細迫 兼光君
江田 三郎君	大柴 滋天君	堀 昌雄君
大出 俊君	大村 邦夫君	松井 誠君
大原 亨君	岡本 隆一君	三木 喜夫君
岡田 春夫君	片島 港君	八木 一男君
加藤 清二君	勝間田清一君	安井 吉典君
勝澤 芳雄君	神近 市子君	山内 広君
金丸 德重君	川俣 寛治君	山田 耻目君
黒田 壽男君	栗林 三郎君	米内山義一郎君
河野 密君	佐野 憲治君	横山 利秋君
坂本 泰良君	島口重次郎君	吉田 善太郎君
實川 清之君	下平 正一君	田中織之進君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員任命)

- 一、昨九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、
八日付議長において承認した鈴木秀雄を九日第
五十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領
した。

〔発言する者、離席する者多し〕
〔発言する者多し〕

○議長(船田中君) 本日は時間の関係上この程度
にとどめ、明十一日午前零時五分より本会議を開
き、本日の議事を繼續することいたします。
本日は、これにて延会いたします。

午後十一時八分延会

(議案提出)

一、昨九日、議員から提出した議案は次の通りで
ある。

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案(山本幸一君
君外四名提出)

農林大臣坂田英一君不信任決議案(山本幸一君
君外四名提出)

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案(山本幸一君
君外四名提出)

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案(山本幸一君
君外四名提出)

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案(山本幸一君
君外四名提出)

通商産業大臣三木武夫君不信任決議案(山本幸一
君外四名提出)

法務大臣石井光次郎君不信任決議案(山本幸一
君外四名提出)

法務大臣石井光次郎君不信任決議案(山本幸一
君外四名提出)

自治大臣、國家公安委員会委員長永山忠則君不
信任決議案(山本幸一君外四名提出)

自治大臣、國家公安委員会委員長永山忠則君不
信任決議案(山本幸一君外四名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨九日、議員から、次の議案は委員会の審査
を省略されたい旨の要求書を受領した。

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案

農林大臣坂田英一君不信任決議案

山本幸一君外四名

一、昨十日、議員から、次の議案は委員会の審査
を省略されたい旨の要求書を受領した。

大蔵大臣福田赳氏君不信任決議案

山本幸一君外四名

通商産業大臣三木武夫君不信任決議案

山本幸一君外四名

法務大臣石井光次郎君不信任決議案

山本幸一君外四名

自治大臣、國家公安委員会委員長永山忠則君不
信任決議案

山本幸一君外四名

昭和四十年十一月十日 衆議院会議録第十号

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十日

定価	一部	二十五円
(たし良質紙は三十円)	(配達料未)	
<hr/>		
<hr/>		
發行所		
東京都港区赤坂葵町二番地		
大藏省印刷局		
電話 東京 五八一四四一一(大)		